

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成18年6月29日

【事業年度】 第137期(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

【会社名】 株式会社サクラダ

【英訳名】 SAKURADA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 曾 田 弘 道

【本店の所在の場所】 千葉県市川市二俣新町21番地

【電話番号】 047(328)3145(代表)

(平成18年4月1日より本店の所在地を千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地から上記へ移転しております。)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理担当部長 足 立 薫 彦

【最寄りの連絡場所】 千葉県市川市二俣新町21番地

【電話番号】 047(328)3145(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理担当部長 足 立 薫 彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第133期	第134期	第135期	第136期	第137期
決算年月	平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月
売上高 (百万円)	15,752	13,536	8,890	8,916	7,120
経常利益又は 経常損失() (百万円)	700	203	58	63	895
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	144	72	754	846	4,846
持分法を適用した 場合の投資利益 (百万円)					
資本金 (百万円)	3,293	3,801	3,801	3,801	1,631
発行済株式総数 (株)	29,014,335 (普通株式)	43,522,335 (普通株式)	43,522,335 (普通株式)	43,522,335 (普通株式)	(普通株式) 53,522,335 (優先株式) 40,000,000
純資産額 (百万円)	3,589	4,565	3,869	4,727	2,319
総資産額 (百万円)	27,876	26,742	24,730	23,115	11,808
1株当たり純資産額 (円)	123.74	104.97	89.01	108.78	43.41
1株当たり配当額 (1株当たり 中間配当額) (円)	0 ()				
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失() (円)	4.97	2.06	17.36	19.48	109.45
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	12.9	17.1	15.6	20.4	19.6
自己資本利益率 (%)	4.1	1.8	17.9	19.7	137.5
株価収益率 (倍)	14.7			10.2	
配当性向 (%)					
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	36	1,603	1,705	477	798
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	283	138	866	1,271	1,023
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,234	784	344	2,717	1,459
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	1,068	387	2,615	691	2,376
従業員数 (名)	297	256	202	200	126

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 「持分法を適用した場合の投資利益」については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第134期及び第135期は1株当たり当期純損失であり、第133期から第136期までは潜在株式が存在しないため記載しておりません。

また、第137期については、潜在株式は存在しますが1株当たり当期純損失のため記載しておりません。

4 第134期及び第135期並びに第137期の「株価収益率」は、当期純損失のため記載しておりません。

5 第134期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

2 【沿革】

大正9年4月	株式会社櫻田機械製造所(資本金300万円)を設立し、主として橋梁、鉄塔、鉄柱、セメント機械等を製作。
昭和3年6月	大阪営業所を開設。
昭和19年4月	軍需、陸軍、海軍各省の指定工場となり、上陸用舟艇、軍工廠の起重機などを製作。
昭和19年6月	起重機工業株式会社を吸収合併。
昭和19年9月	商号を櫻田機械工業株式会社と改称。
昭和31年7月	仙台営業所を開設。
昭和33年11月	名古屋営業所を開設。
昭和34年5月	札幌営業所を開設。
昭和36年10月	東京証券取引所市場第二部に上場。
昭和38年9月	福岡営業所を開設。
昭和39年11月	千葉県市川市にわが国最初の長大橋製作工場として市川工場を新設。
昭和43年4月	千葉県八千代市に鉄塔、鉄柱等の製作を主とする八千代工場を新設し、砂町工場は閉鎖。
昭和51年2月	広島営業所を開設。
昭和58年7月	株式会社櫻田エンジニアリングを設立(平成2年4月商号を株式会社サクラダエンジニアリングに改称)。
昭和59年11月	本社を東京都千代田区麹町に移転。
平成元年9月	東京証券取引所市場第一部に上場。
平成2年4月	商号を株式会社サクラダに改称。
平成2年4月	東京支社ならびに大阪支社を開設。
平成2年8月	本社を千葉県千葉市美浜区に移転。
平成8年7月	株式会社サクラダ興産を設立。
平成9年7月	沖縄営業所を開設。
平成11年4月	山口営業所を開設。
平成12年3月	株式会社サクラダエンジニアリングを吸収合併。
平成12年3月	鉄塔・鉄骨事業からの撤退ならびに八千代工場閉鎖。
平成13年1月	株式会社サクラダ興産を吸収合併(株式会社サクラダ興産が平成12年10月に設立した株式会社サクラダライフは、本吸収合併に伴い当社の子会社となる)。
平成14年2月	岐阜営業所を開設。
平成14年11月	川岸工業株式会社と資本・業務提携。
平成14年12月	和歌山営業所を開設。
平成15年9月	東京支社を東京都中央区築地に移転。
平成16年7月	静岡営業所を開設。
平成18年3月	株式会社エスピーオーを設立

(注) 1 平成18年4月 本社を現在地(千葉県市川市)に移転。

2 平成18年4月 札幌・静岡・岐阜・和歌山・広島・山口・沖縄営業所を閉鎖。

3 平成18年4月 東京・大阪支社を営業所に改称し、東京営業所は東京都中央区日本橋に移転。

3 【事業の内容】

当社グループは、子会社2社、関連会社1社で構成され、その営業活動は、橋梁およびその他の鉄構物の設計、製作、組立、据付、販売ならびに事業再生投資事業を主な内容とし、さらに関連する事業活動を展開しております。

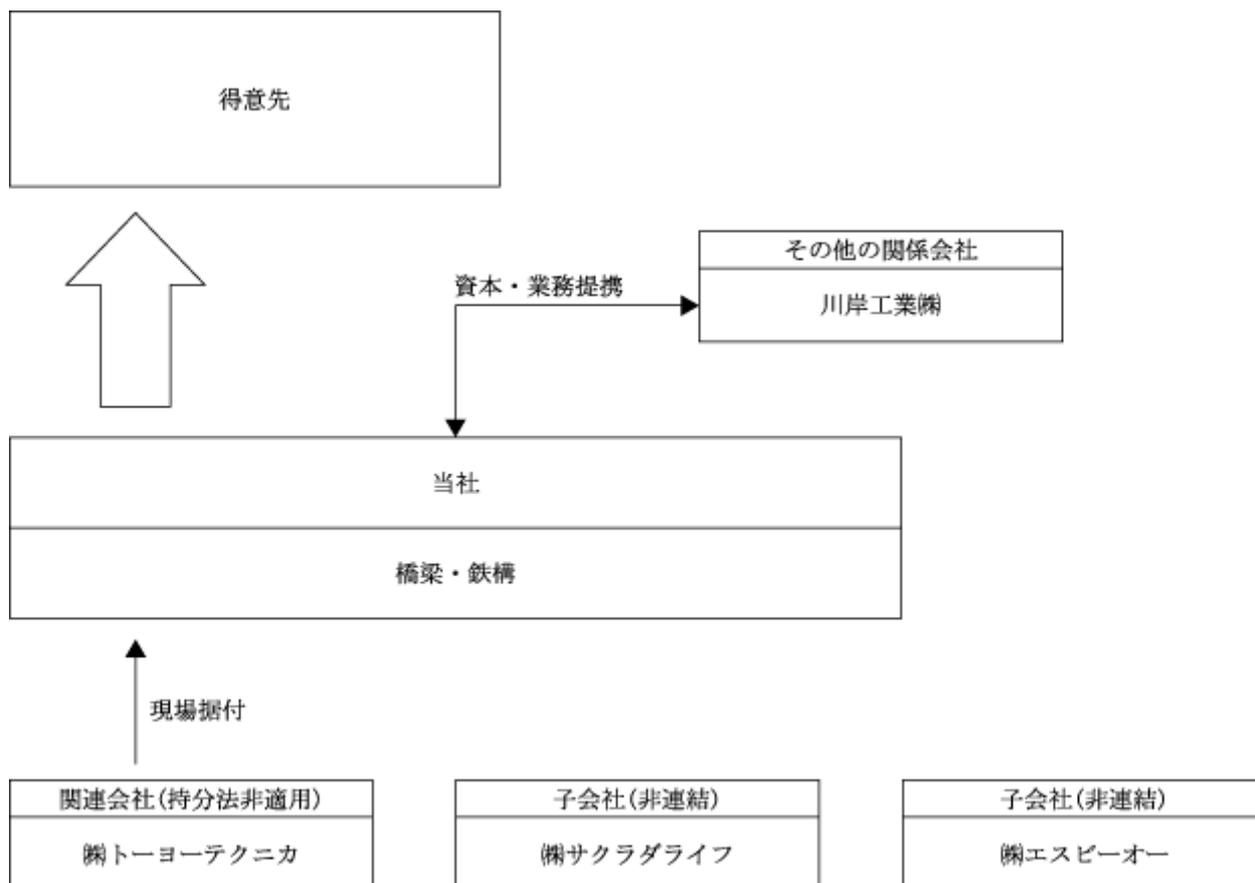
当社グループの事業に係る位置づけは次のとおりであります。

橋梁・鉄構：当社で製造販売するほか、現場据付工事の一部について、関連会社である(株)トーヨーテクニカに発注しております。

その他：子会社(株)サクラドライブは保険代理店業等を行っております。

：子会社(株)エスピーオーは、投資業等を行っております。

事業系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(関連会社) (株)トーヨーテクニカ	大阪市北区	100	土木建築総合請負 事業、各種プラント ならびに諸機械の 製作据付等	24.0		当社は現場据付工 事の一部を発注し ております。
(その他の関係会社) 川岸工業(株)	東京都港区	955	鉄骨・橋梁等鋼構 造物の設計、製作 および現場施工		27.4	資本・業務提携 役員の兼任1名

(注) 川岸工業(株)は、有価証券報告書を提出しております。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

(平成18年3月31日現在)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
126	43.2	17.4	4,834,378

- (注) 1 従業員数は就業人員数で表示しており、他社から当社への出向者(1名)を含み、執行役員(3名)は含まれておりません。
2 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。
3 従業員数が前事業年度末比74名減少した主な理由は、希望退職者募集への応募によるものであります。

(2) 労働組合の状況

当社には、サクラダ労働組合(組合員数65名)が組織されており、「JAM(産業別労働組合ジェイ・エイ・エム)」に加盟しております。

なお、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益が改善し、設備投資が増加しております。個人消費も緩やかに増加しており、景気は回復基調を辿っております。

当業界におきましては、平成17年度の補正予算が成立したものの、補正後の公共投資関係予算は前年度を下回り、その内容も雇用や民間需要の拡大に資する分野へ重点化されております。

さらに、今般の独占禁止法の問題により、発注量が激減するなど、当社を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。

このような状況において当社として受注獲得に全力を尽くした結果、名古屋高速道路公社の昭和工区、首都高速道路株式会社吉浜公園線、九州地方整備局の黒崎高架橋、新潟県の砦関道橋、鉄運機構の境目Bi脚などを受注致しましたが、独占禁止法違反による指名停止措置の影響が大きく、また前期に首都高速道路公団(現 首都高速道路株式会社)から受注しました高速川崎縦貫線KJ125工区(請負金額744百万円)が工事中止による契約解除となったこともあり、橋梁の受注高につきましては2,915百万円(前期比71.1%減)、総体として2,976百万円(前期比70.6%減)となりました。

完成工事高につきましても受注高が前期比大幅減となったことから、橋梁で7,062百万円(前期比20.5%減)、総体として7,120百万円(前期比20.1%減)にとどまりました。

損益面につきましては、製造コストを主体とし人件費も含めコスト削減に努めましたが、低採算の民間工事が増加したこと、受注高の大幅な減少により固定費負担を吸収するに至らなかったこと等により、経常損失895百万円(前期は経常利益63百万円)となりました。特別損益につきましては、当社の製作拠点である市川事業所及び八街製品ヤード、並びに本社社屋などの保有資産について9,661百万円の減損損失を計上、また談合問題に関する1,253百万円の訴訟等損失の計上を行いました。取引金融機関からの債権放棄による債務免除益8,727百万円を計上することで、当期純損失は4,846百万円(前期は当期純利益846百万円)となりました。なお、平成18年2月24日に開催された臨時株主総会にてご承認頂きました資本減少による欠損填補により、当期末処理損失は1,260百万円となりました。

また、当中間期の債務超過は、当期末のA種優先株式20億円の発行等により解消することができました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果減少した資金は798百万円(前事業年度は477百万円の減少)となりました。これは主に、売上債権等の減少額1,235百万円等により資金が増加したものの、税引前当期純損失4,826百万円の計上、未成工事支出金等の増加額256百万円及び仕入債務の減少額1,068百万円による資金の減少があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果増加した資金は1,023百万円(前事業年度は1,271百万円の増加)となりました。これは主に、本社・寮社宅等の固定資産の売却による収入746百万円及び投資有価証券の売却による収入138百万円の資金の増加によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果増加した資金は1,459百万円(前事業年度は2,717百万円の減少)となりました。これは主に、当事業年度末に実施した第三者割当によるA種優先株式20億円の発行及び第1回新株予約権の行使等によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当事業年度における生産実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	生産高(百万円)	前年同期比(%)
橋梁	7,093	21.4
その他	52	+78.1
合計	7,146	21.1

(注) 生産高は、契約価格を技術的に測定した実際工事量の出来高を示しており、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当事業年度における受注実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
橋梁	2,915	71.1	5,794	41.7
その他	60	+105.0	2	
合計	2,976	70.6	5,796	41.7

(注) 金額は契約価格で表示しており、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	販売高(百万円)	前年同期比(%)
橋梁	7,062	20.5
その他	58	+97.3
合計	7,120	20.1

(注) 1 主な相手先別の販売実績及びそれぞれの総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度		相手先	当事業年度	
	販売高 (百万円)	割合(%)		販売高 (百万円)	割合(%)
日本道路公団	2,300	25.8	国土交通省	3,123	43.9
国土交通省	2,273	25.5	日本道路公団	1,303	18.3

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 日本道路公団については、平成17年10月1日付で分割・民営化により、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)となりました。

3 【対処すべき課題】

今後のわが国経済は、企業部門の好調さが家計部門へ波及しており、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれる一方、原油価格の動向が内外経済に与える影響等には予断を許さない面もあるものと思われま

す。当業界におきましては、平成17年度の補正予算が成立したものの、補正後の公共投資関係予算は前年度を下回り、その内容も雇用や民間需要の拡大に資する分野へ重点化されております。

さらに、今般の独占禁止法の問題により、発注量が激減するなど、当社を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。

このような状況のもと、平成17年11月16日に策定した「事業再生計画」に基づき、強固な収益基盤の確立と、財務体質の抜本的な改善を図るための取組をスタートさせておりますが、翌事業年度につきましても、全社一丸となって計画達成に不退転の覚悟で取り組む所存でございます。

本計画の骨子および進捗状況は、下記のとおりであります。

(1) 基本方針

利益計画達成の実現性を高めるべく、営業戦略の方向転換により総コストを大幅に圧縮し、損益分岐点の引き下げを図ります。

必要受注量のハードルを引き下げるとともに、コスト競争力において競合他社との差別化を実現し、必要受注量の確保を目指します。

(2) 経営組織の再編とコスト削減

本社を市川事業所に移転するとともに、現在の営業拠点を集約致しました。これにより、営業部門、本社管理部門の大幅な人員削減を行い、人件費や賃借料等の一般管理販売費の大幅な圧縮を実現致しました。

受注工事の施工地域を限定することにより、輸送費、現場経費の削減を実現します。

設計、製造、工事部門において実施した人員削減による人件費の削減を実施致しましたが、今後は受注工事規模を大型化することで工事件数の減少を図り、人員減少に対応していく予定です。

(3) 財務体質の健全化及び債権放棄等の要請

本社、社員寮、社宅等の資産を売却し、借入金の一部圧縮を行いました。今後は事業再生計画を着実に実行することにより、さらなる借入金の削減を実現します。

取引金融機関による総額約87億円の債権放棄を応諾頂きました。これにより、当中間期の債務超過は解消されました。

資本の増強を図るため、森電機株式会社が単独で匿名組合出資する匿名組合に、25億円の第三者割当増資を応諾頂きました。この内20億円は当期末までに払込を完了しており、平成18年9月において、さらに5億円の払込が予定されております。

(4) 事業再生投資分野への進出

当社を取り巻く外部環境の厳しさおよび先行きの不透明さを考慮し、また、当社事業再生計画のメインスポンサーである森電機株式会社からの提案もあり、事業再生計画の確実な遂行の下支え並びに経営基盤および財務基盤の更なる強化のため、当社100%出資により平成18年3月10日に設立した株式会社エスピーオーを通じ、事業再生投資分野への進出を開始致しました。これにより、先行き不透明な業界環境への対応力および非常に厳しい競争環境下での企業抵抗力を高めることが可能になると考えており、今後、経営基盤および財務基盤の強化を通じ、事業再生計画の遂行可能性が大いに高まり、計画の確実な履行によって早期信用回復を果たすことにより、関係各位の皆様のご支援に応えることができると考えております。

なお、既に第一号投資案件として、株式会社エスピーオーを通じ、株式会社ディーワンダーランド社の第三者割当投資を引き受けることを決定しております。

4 【事業等のリスク】

当社の経営成績、財政状態および株価等に影響を及ぼす可能性があると考えられるリスクについて主な事項を記載しております。

なお、本項においては将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は有価証券報告書提出日(平成18年6月29日)現在において当社が判断したものであります。

鋼橋発注量の減少

当社の受注工事は、官公庁から発注される鋼橋工事がそのほとんどを占めております。従いまして、鋼橋の発注量が予想を上回って減少した場合には、経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

資材価格の変動

鋼橋の原材料である鋼材の価格は、上昇基調にあります。従いまして、鋼材の価格が予想を上回って高騰し、請負金額に反映することが困難な場合には、経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

金利の変動

当社が申し立てた「私的整理に関するガイドライン」の成立を受け、金融機関からの債権放棄並びに金利引き下げ等の金融支援を受けることにより、有利子負債及び支払利息は大幅に削減されました。しかしながら、当社の有利子負債については全て変動金利型であり、今後の金利の変動によっては、経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

事故の発生

橋梁およびその他の鉄構物の各事業では非常に重く大きい鋼構造物を扱います。事故の防止には全力を挙げて万全の準備を行っていますが、小さな不注意が重大災害に繋がりがねません。万が一事故が起きてしまうと、損害の賠償に止まらず当社の社会的信用を失墜させ、さらに指名停止などの行政処分を受けるなど、経営成績および財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

独占禁止法違反容疑による刑事告発および起訴について

当社は、独占禁止法違反(不当な取引制限)の容疑により、東京高等検察庁により起訴され、現在裁判中であります。この結果により、建設業法に基づく営業停止処分が下される恐れがあり、当社の受注に重大な影響を与える可能性があります。

また、一連の独占禁止法違反問題により罰金等の発生が見込まれますが、既に当期に見込額を引当計上しております。しかしながら、今後、罰金等の金額の確定に伴う差額の発生により、業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社においては、主要製品である鋼橋の設計、製作、架設、維持管理に至る橋梁のライフサイクル全体のコストパフォーマンスを念頭に置いた研究活動を推進しております。

当事業年度における研究開発費は33百万円となりました。

研究開発活動の具体的な内容については以下のとおりであります。

(1) 設計

隅肉溶接の削減を目的とした「厚板に対する隅肉の設計法」では、得られた研究成果を溶接学会論文集に発表し設計手法の提案を行った後に追加実験も実施し、更に信頼性の高い提案を行いました。

(2) 製作

製作に関しましては、溶接作業の効率化に向けた「大入熱溶接の橋梁への適用に関する調査研究」を大学と共同で行ない、試験結果のまとめが完了しました。また、継手構造の簡略化を目的とした外部委員会での「太径ボルトの研究」に参加し、すべり耐力の継手や合理化等の成果を発表しました。

(3) 維持管理

「橋梁振動計測による健全度評価方法」の開発に大学と共同で取り組み、調査・診断の新技术として国土交通省の国道事務所にプレゼンテーションを行いました。

(4) 環境との調和

環境との調和に関しましては、特許を取得した「車両走行による鋼橋の低周波振動の低減装置」について、実橋でのデータ収集による検証と性能向上のための実験を今後も継続してまいります。

(5) 短期間立体交差施工技術

大都市圏における交通渋滞を緩和するために、当社は交差点立体交差化工事の短期間施工方法「Rainbow(レインボー)工法」を(株)間組と共同で開発し、平成15年5月に発表いたしました。その後、上下部工のジョイント構造の実用化に着目し、細部構造についても鋭意検討を行い、模型による載荷実験を計画中であります。引き続き埼玉大学睦好教授の指導を受け、今後も各種の解析及び実験を実施してまいります。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 財政状態の分析

資産の部

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は、5,825百万円となり、前事業年度末と比べ48百万円(0.8%)増加いたしました。これは主として、完成工事未収入金が1,637百万円減少いたしました。現金預金が1,684百万円増加したこと等によります。現金預金が増加した主な要因は、当事業年度末に実施した第三者割当によるA種優先株式20億円の発行及び第1回新株予約権の行使等によるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は、5,983百万円となり、前事業年度末と比べ11,355百万円(65.5%)減少いたしました。これは主として、有形固定資産が10,334百万円、投資その他の資産が1,013百万円それぞれ減少したこと等によるものであります。有形固定資産が減少した主な要因は、減損損失9,611百万円の計上、減価償却の実施及び本社・寮社宅等の売却によるものであります。投資その他の資産が減少した主な要因は、匿名組合出資金及び投資有価証券の売却、ゴルフ会員権の評価損計上等によるものであります。

この結果総資産は、前事業年度末と比べて11,306百万円(48.9%)減少し、11,808百万円となりました。

負債の部

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は、5,346百万円となり、前事業年度末と比べ7,528百万円(58.5%)減少いたしました。これは主として、工事損失引当金500百万円及び訴訟等損失引当金1,003百万円の計上による増加がありましたが、短期借入金が7,758百万円減少したこと等によるものであり、その主な要因は、取引金融機関からの債権放棄、資産売却及び第三者割当増資による返済等によるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は、4,141百万円となり、前事業年度末と比べ1,370百万円(24.9%)減少いたしました。これは主として、退職給付引当金の簡便法への変更により501百万円増加いたしました。長期借入金が1,915百万円減少したこと等によるものであり、短期借入金の減少要因と同様であります。

この結果負債合計は、前事業年度末と比べて8,899百万円(48.4%)減少し、9,488百万円となりました。

資本の部

当事業年度末における資本合計は、当期純損失4,846百万円の計上により大幅に減少いたしました。第三者割当によるA種優先株式20億円の発行及び第1回新株予約権の行使等が行われた結果2,319百万円となり、前事業年度末と比べ2,407百万円(50.9%)の減少となりました。総資産も前事業年度に比べ11,306百万円と大幅に減少したことから、自己資本比率は前事業年度と概ね横這いの19.6%となりました。

(2) 経営成績の分析

「1 [業績等の概要] (1)業績」を参照願います。

(3) キャッシュ・フローの分析

「1 [業績等の概要] (2)キャッシュ・フローの状況」を参照願います。

なお、当社のキャッシュ・フロー指標のトレンドは以下のとおりであります。

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
自己資本比率(%)	15.6	20.4	19.6
時価ベースの自己資本比率(%)	27.3	37.3	63.9
債務償還年数(年)	10.1		
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	3.7		

自己資本比率：自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

債務償還年数：有利子負債 / 営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー / 利払い

(注) 1 各指標は、すべて財務数値により算出しております。

2 株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式総数により算出しております。

3 営業キャッシュ・フローはキャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。有利子負債は、貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。また、利払いについては、キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を使用しております。

4 平成17年3月期および平成18年3月期の債務償還年数ならびにインタレスト・カバレッジ・レシオは、営業キャッシュ・フローがマイナスであるため記載しておりません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度においては、橋梁事業の経常的な設備の更新を目的とし、29百万円の設備投資を実施いたしました。

また、事業再生計画に基づき市川工場及び八街製品ヤードを除くすべての資産を平成18年3月中に売却いたしました。譲渡資産の内容につきましては以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	資産の種類	土地面積(m ²)	売却価額(百万円)	帳簿価額(百万円)	売却時期
八千代西ヤード (千葉県八千代市)	土地	11,711	480	385	平成18年3月
本社幕張テクノガーデン B棟10階 (千葉県千葉市美浜区)	土地・建物	750	115	99	〃
佐倉寮 (千葉県佐倉市)	〃	1,203	92	87	〃
八街寮 (千葉県八街市)	〃	1,647	15	31	〃
八千代社宅 (千葉県八千代市)	〃	988	43	62	〃
船橋社宅 (千葉県船橋市)	〃	3	2	4	〃
千里社宅 (大阪府吹田市)	〃	207	8	7	〃

2 【主要な設備の状況】

提出会社の主要な設備は、以下のとおりであります。

(平成18年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	事業部門	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)	摘要
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積m ²)	工具器具 及び備品	合計		
市川工場 (千葉県 市川市)	橋梁事業	橋梁生産 設備	831	239	4,032 (62,225)	10	5,114	115	
製品ヤード (千葉県 八街市)	〃	〃	282	17	268 (37,240)		568		
支社・営業所	〃							11	(注2)

(注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 支社は東京都中央区、大阪府大阪市淀川区に所在し、営業所は北海道札幌市中央区、宮城県仙台市青葉区、静岡県静岡市、愛知県名古屋市中村区、岐阜県岐阜市、和歌山県和歌山市、広島県広島市中区、山口県吉敷郡小郡町、福岡県福岡市博多区、沖縄県那覇市に所在しております。

なお、平成18年4月1日付で札幌、静岡、岐阜、和歌山、広島、山口、沖縄の各営業所は閉鎖しております。また、東京・大阪支社を営業所に改称し、東京営業所は東京都中央区日本橋に移転しております。

3 上記の他、リース契約による主な設備は、以下のとおりであります。

事業部門	設備の名称	台数	期間	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
橋梁	基幹システム	一式	5年	10	27

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

特記事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

特記事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	294,039,340
A種優先株式	40,000,000
B種優先株式	50,000
計	334,089,340

(注) 平成18年6月29日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、定款に定める発行可能株式総数は同日より普通株式が224,158,200株増加し518,197,540株となり、合計558,247,540株となっております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成18年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成18年6月29日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	53,522,335	99,561,885	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式
A種優先株式	40,000,000	40,000,000		(注) 2
計	93,522,335	139,561,885		

(注) 1 提出日現在の発行数には、平成18年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの第1回新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 A種優先株式の内容は以下のとおりであります。なお、旧商法下の発行条件を記載しております。

(1) 優先配当金

(イ) 利益配当を行う場合の優先配当金

当社は、利益配当を行うときは、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録質権者(以下「A種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、1営業年度につきA種優先株式1株につき下記(ロ)に定める額の利益配当金(以下「A種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該営業年度において下記(ハ)に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、当該A種優先中間配当金を控除した額とする。

(ロ) 利益配当を行う場合の優先配当金の額

A種優先配当金の額は、以下の算式に従い計算される金額とする。A種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。但し、計算の結果が5円を超える場合は、5円とする。初年度における優先配当金は、配当起算日から営業年度の最終日までの日数(初日及び最終日を含む。)で日割計算した額とする。

$$A種優先配当金 = 50円 \times (\text{日本円TIBOR}(6ヶ月物) + 1.0\%)$$

上記において、「日本円TIBOR(6ヶ月物)」とは、平成18年4月1日以降の各営業年度の4月1日及び10月1日(以下「優先配当算出基準日」という。)の2時点において、午前11時現在における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値の平均値をいい、上記計算式においては、次回の優先配当算出基準日の前日までの各営業年度について適用される。但し、優先配当算出基準日が銀行休業日の場合は直前営業日を優先配当算出基準日とする。優先配当算出基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR 6ヶ月物(360日ベース)として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずると認められるものを日本円TIBORに代えて用いるものとする。日本円TIBOR又はこれに代えて用いる数値は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

(ハ) 中間配当を行う場合の優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、上記(ロ)に定める額の2分の1に相当する額の金銭(以下「A種優先中間配当金」という。)を支払う。

(二) 累積条項

ある営業年度において、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対して支払う1株当たり利益配当金の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積し、累積未払配当金については、A種優先配当金に先立って、これをA種優先株主又はA種優先登録質権者に対して支払う。

(ホ) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当を行わない。

(2) 普通株式への転換予約権

A種優先株主は、以下の転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、A種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

(イ) 転換を請求し得べき期間

A種優先株式の転換を請求し得べき期間は、平成18年3月30日から平成28年3月31日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までとする。(以下「転換請求期間」という。)

(ロ) 転換の条件

A種優先株主は、1株につき下記(2)(ロ)(a)乃至(c)に定める転換価額により、A種優先株式を当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は50円とする。

(b) 転換価額の調整

転換価額は、A種優先株式の発行後、下記に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。なお、次の算式において「既発行普通株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、普通株式に係る自己株式を除く)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}} \right)}{\text{調整前転換価額}}$$

転換価額調整式によりA種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() 下記 () に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって当社の普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合(但し、当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社の普通株式の移転(以下当社の普通株式の発行又は移転を「交付」という。)を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換又は行使による場合を除く。)、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

() 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降、株式の分割のための株主割当日がないときには、当社の取締役会において株式分割の効力発生日と定められた日の翌日以降、これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。なお、上記但書の場合において、株式の分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \frac{\text{調整前転換価額により}}{\text{当該期間内に発行された株式数}}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

() 下記 () に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の転換価額は、発行される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。但し、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当社は、上記に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が合理的と判断する転換価額の調整を行うものとする。

() 株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、同法第374条ノ16に定められた吸収分割、又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

() その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

() 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当た

り使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- () 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- () 転換価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日(但し、上記()但書の場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。なお、上記45取引日の間に、上記又はで定める転換価額の調整事由が生じた場合には、転換価額調整式で使用する時価(当該平均値)は、取締役会が合理的と判断する価額に調整される。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、又は株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。転換価額調整式に使用する「調整前転換価額」は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とする。

(c) 転換価額の修正

また、転換価額は、転換請求期間中の毎日(以下「転換価額調整日」という。)において、修正前に有効であった転換価額(以下「修正前転換価額」という。)を、()修正前転換価額、()株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)が存在した、転換価額調整日に先立つ5取引日(当日を含まない)における当該終値の単純平均値の1円未満を切り上げた金額、のいずれか低いほうの金額(以下「修正後転換価額」という)に修正される。但し、上記の結果、修正後転換価額が23円(以下「下限転換価額」という。但し、上記(b)により調整される。)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

- (d) 上記(2)の規定により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても、「転換価額」を「下限転換価額」に置き換えた上で、上記(2)乃至の規定を準用して同様の調整を行う。
- (e) 上記(a)乃至(c)により転換価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項をA種優先株主及びA種優先登録質権者に通知する。但し、上記(b) ()但書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- (3) 議決権
A種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。
- (4) 単元株式制度
A種優先株式の1単元の株式数は、1,000株とする。
- (5) 株式の併合又は分割
当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について、株式の併合又は分割を行わない。
- (6) 転換により発行すべき普通株式数
A種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。発行すべき普通株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$
- (7) 転換請求受付場所
株式会社サクラダ 総務部総務課
千葉県市川市二俣新町21番地
- (8) 転換の効力発生
転換の効力は、転換請求書及びA種優先株式の株券が上記(7)に記載する転換請求受付場所に到着したときに発生する。但し、A種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。
- (9) 期中転換の取扱い
A種優先株式の転換請求権行使により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、配当計算期間(4月1日から9月30日まで、及び10月1日から翌3月31日までの各6ヶ月間)の期初に転換があったものとみなしてこれを支払う。
- (10) 残余財産の分配
当社の残余財産を分配するときは、A種優先株式又はA種優先登録質権者に対し、普通株式又は普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につき50円(但し、A種優先株式について株式の併合又は分割その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、かかる事項が行われる直前のA種優先株式の経済的価値を維持できる範囲で適切に調整された額とする。)及び累積未払配当金相当額を支払う。
A種優先株主又はA種優先登録質権者に対しては、前記の金額を超えては財産の分配は行わない。
- (11) 償還請求権
A種優先株主は、償還請求権を行使できない。
- (12) 買入消却
当社は、いつでも法令に従ってA種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって、当該買受価額により消却することができる。当社が本(12)の定めに従ってA種優先株式を買い受ける場合、他の種類の株式を有する株主は、商法第210条第7項の請求をなし得ず、同株主に関する請求権にかかる同条第6項の招集通知の記載を要しないものとする。
- (13) 強制転換
平成28年3月31日(当該日が営業日でない場合は翌日)までに転換請求のなかったA種優先株式は、その翌日(以下「強制転換基準日」という。)以降の取締役会で定める日をもって、A種優先株式の払込金相当額を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の単純平均値で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。但し、当該平均値が下限転換価額(但し、(2)(ロ)(b)により調整される。)を下回るときは、A種優先株式の払込金相当額を下限転換価額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。
- (14) 上記各項のほか、本要項は各種の法令に基づく必要手続の効力発生を条件とする。

なお、各種優先株式の優先配当金の支払順位及び残余財産の支払順位は同順位とする。

- 3 B種優先株式につきましては、平成18年1月20日開催の取締役会において発行決議され、平成18年2月24日開催の臨時株主総会において有利発行が承認決議されております。

B種優先株式発行内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 種類株式の名称 株式会社サクラダB種優先株式

- (2) 発行新株式数 50,000株
(3) 発行価額 1株につき金10,000円
(4) 発行価額中資本に組入れない額 1株につき金5,000円
(5) 発行価格の総額 500,000,000円
(6) 資本組入額の総額 250,000,000円
(7) 発行方法 第三者の割当の方法により、サクラダ・ホールディングス有限責任中間法人に全株を割当てる。
(8) 申込期日 平成18年9月29日
(9) 払込期日 平成18年9月29日
(10) 配当起算日 平成18年9月29日

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第1回新株予約権

臨時株主総会の特別決議日(平成18年2月24日)		
	事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の数	250個	56個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	50,000,000株	11,200,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり当初50円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年3月30日 至 平成21年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株の発行価格 50.2円 1株の資本組入額 25.1円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡については、当社取締役会の承認を必要とする。	同左

(注) 1 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・1株当たりの処分株式数} \times \text{発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記(3)に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって当社普通株式を新たに発行しまたは当社の有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社普通株式に行使される証券もしくは行使できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権に付されたものを含む。))の転換または行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、当該株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式分割により当社普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記但書の場合において、当該株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなしたものに対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に発行・移転された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

下記(3)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の行使価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。但し、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、上記(2)但書の場合は株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

また、上記(2)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株主割当日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式を含まないものとする。

行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

- (4) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、商法第374条ノ16に定められた吸収分割、または合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5) 上記(1)乃至(4)および下記2により行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正前または調整前の行使価額、修正後または調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、上記(2)但書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

2 行使価額の修正

行使価額は、行使期間中いつでも、該当日に先立つ、決定株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)がある5取引日(当日を含まない)の終値の平均値の1円未満を切り上げた金額が、当日有効な行使価額(以下「修正前行使価額」という。)を下回る場合、当該金額(以下「修正後行使価額」という。)に修正される。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が23円(以下「下限行使価額」という。)を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第2回新株予約権

臨時株主総会の特別決議日(平成18年2月24日)		
	事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の数	50個	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	5,000,000株	
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり当初139円	
新株予約権の行使期間	自 平成18年3月30日 至 平成21年3月31日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株の発行価格 139.2円 1株の資本組入額 69.6円	
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする	
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡については、当社取締役会の承認を必要とする。	

(注) 1 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \text{1株当たりの} \cdot \text{処分株式数} \times \text{発行} \cdot \text{処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}} \right)}{1}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記(3)に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって当社普通株式を新たに発行しまたは当社の有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社普通株式に行使される証券もしくは行使できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権に付されたものを含む。)の転換または行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、当該株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式分割により当社普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記但書の場合において、当該株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなしたものに対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該} \cdot \text{期間内に発行} \cdot \text{移転された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{1}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

下記(3) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の行使価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。但し、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満を切り捨てる。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、上記(2) 但書の場合は株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。
また、上記(2) の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株主割当日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式を含まないものとする。
行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- (4) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、商法第374条ノ16に定められた吸収分割、または合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 上記(1)乃至(4)および下記2により行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正前または調整前の行使価額、修正後または調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、上記(2) 但書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

2 行使価額の修正

行使価額は、行使期間中いつでも(以下当該日を「決定日」という。)、決定日の前取引日(当日を含む)までの株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)がある5取引日の各取引日の終値の平均値の1円未満を切り上げた金額が、決定日において有効な行使価額(以下「修正前行使価額」という。)を下回る場合、当該金額(以下「修正後行使価額」という。)に修正される。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が69円(以下「下限行使価額」という。)を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

- 3 第2回新株予約権の行使時の払込金額は普通株式1株当たり139円から96円に修正され、新株予約権の目的となる株式の数は7,239,550株となりました。
- 4 第2回新株予約権は平成18年5月12日付ですべて行使されました。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成13年6月28日(注1)		29,014		3,293	334	201
平成14年11月19日(注2)	14,508	43,522	507	3,801	507	709
平成18年3月28日(注3)		43,522	3,421	380		709
平成18年3月29日(注4)	40,000	83,522	1,000	1,380	1,000	1,709
平成18年3月30日(注5)	10,000	93,522	251	1,631	251	1,960

(注) 1 平成13年6月28日付の資本準備金の減少額は、欠損てん補によるものであります。

2 川岸工業株式会社を割当先とする第三者割当増資 発行価格70円 資本組入額35円

3 平成18年2月24日開催の臨時株主総会における資本減少決議に基づく、欠損てん補のための無償減資であります。

4 サクラダ・ホールディングス有限責任中間法人を割当先とする第三者割当増資

A種優先株式 発行価格50円 資本組入額25円

5 第1回新株予約権行使(行使数50個)による増加であります。

6 平成18年4月1日から平成18年5月31日までの間に、第1回新株予約権(行使数194個)および第2回新株予約権の行使(行使数50個)により、発行済株式総数が46,039千株、資本金が1,321百万円および資本準備金が1,321百万円増加しております。

7 平成18年6月29日開催の定時株主総会において、資本準備金を1,260百万円減少し欠損てん補することを決議しております。

(4) 【所有者別状況】

普通株式

(平成18年3月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	0	32	30	83	20	2	4,498	4,665	
所有株式数(単元)	0	7,996	655	22,497	5,665	2	16,292	53,107	415,335
所有株式数の割合(%)	0.00	15.06	1.23	42.36	10.67	0.00	30.68	100.00	

(注) 1 自己株式94,522株は、「個人その他」に94単元、「単元未満株式の状況」に522株含まれております。

2 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、13単元含まれております。

A種優先株式

(平成18年3月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数(単元)				40,000				40,000	
所有株式数の割合(%)				100.00				100.00	

(5) 【大株主の状況】

普通株式

(平成18年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
川岸工業株式会社	東京都港区東新橋1丁目2番13号	14,508	27.10
ゴールドマン・サックス・インターナショナル (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社東京支店)	133 FLEET STREET LONDON EC4A.2BB,U.K (東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー)	5,300	9.90
サクラダ・バイアウトファンド 有限責任中間法人	東京都千代田区丸の内3丁目2番3号	5,000	9.34
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	2,177	4.06
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1番5号	1,440	2.69
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,418	2.64
新日本製鐵株式會社	東京都千代田区大手町2丁目6番3号	675	1.26
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	633	1.18
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1丁目2番1号	600	1.12
J F E スチール株式会社	東京都千代田区内幸町2丁目2番3号	575	1.07
計		32,327	60.40

(注) ディーケーアール・オアシス・マネジマント・カンパニー・エルピーから平成18年4月5日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成18年3月31日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当該法人は海外投資家のため、グローバルカストディアン(国際証券保管機構)であるゴールドマン・サックス・インターナショナルに当社の新株予約権の保管及び行使に関する業務を委任しております。このため、当該法人の所有株式数は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルの所有株式数5,300千株に含まれております。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ディーケーアール・オアシス・マネジマント・カンパニー・エルピー	アメリカ合衆国コネチカット州 06902、スタンフォード、イースト・メイン・ストリート 1281	2,716	5.07

A種優先株式

(平成18年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
サクラダ・ホールディングス有 限責任中間法人	東京都千代田区丸の内3丁目2番3号	40,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(平成18年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 40,000,000		「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」の注記参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 94,000		株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 53,013,000	53,013	同上
単元未満株式	普通株式 415,335		同上
発行済株式総数	93,522,335		
総株主の議決権		53,013	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が13,000株(議決権13個)含まれておりません。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式522株が含まれております。

【自己株式等】

(平成18年3月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社サクラダ	千葉県千葉市美浜区 中瀬1 3	94,000		94,000	0.17
計		94,000		94,000	0.17

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

(1) 【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】

【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】

該当事項はありません。

(2) 【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況】

【前決議期間における自己株式の買受け等の状況】

該当事項はありません。

【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況等】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を、最重要課題の一つとして認識しております。

しかしながら、当社の主力事業である橋梁業界は、公共事業費の縮減による需給ギャップが拡大しており、今後も厳しい状況が続くことが予想されます。

このような状況下において、株主の皆様のご期待に応えるためには、第一に資本充実を図り、強固な経営基盤を確立することが、当社に課せられた命題であると認識しております。

しかしながら、当期は独占禁止法違反による指名停止措置により期中受注高が減少し、また固定資産の減損処理等により未処理損失を計上することとなったため、誠に遺憾ながら、当期においては無配とさせて頂きたいと存じます。

今後は、株主の皆様のご期待にお応えし、市場の評価を得るべく、一日も早い復配のため全社一丸となって取り組んでまいります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第133期	第134期	第135期	第136期	第137期
決算年月	平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月
最高(円)	120	92	183	227	214
最低(円)	34	58	70	119	107

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成17年10月	11月	12月	平成18年1月	2月	3月
最高(円)	178	204	179	185	168	172
最低(円)	166	159	160	143	107	113

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

5 【役員状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役) 執行役員		曾田 弘道	昭和19年2月8日生	昭和43年4月 平成14年4月 平成18年4月 平成18年6月	日本鋼管株式会社入社 同社総合エンジニアリング事業部 鋼構造本部参与 当社入社、顧問 当社代表取締役社長執行役員 (現任)	
専務取締役 専務執行役員	業務部・関連 事業部担当	村上 道夫	昭和23年5月15日生	平成7年8月 平成10年5月 平成12年11月 平成13年6月 平成14年6月 平成15年6月 平成17年6月 平成17年10月 平成18年4月 平成18年6月	(株)富士銀行盛岡支店長 同行審査第二部審査役 当社入社、理事 当社取締役管理本部副本部長 当社常務取締役管理本部部長 当社常務執行役員 当社常務取締役企画部・総務部・ 経理部・品質保証部担当、監査室 長 当社代表取締役専務兼社長代行 専務執行役員監査室長 当社代表取締役専務兼社長代行 専務執行役員業務部・関連事業部 担当 当社専務取締役専務執行役員 業務部・関連事業部担当(現任)	34
常務取締役 常務執行役員	営業管理部・ 営業部・管理 部・工事部担 当	山本 潤	昭和22年1月16日生	昭和45年4月 平成14年3月 平成14年6月 平成15年6月 平成16年6月 平成17年4月 平成17年10月 平成18年4月 平成18年6月	当社入社 当社生産本部副本部長兼市川工場 長 当社取締役生産本部部長 当社執行役員 当社取締役生産本部部長、技術開発 室・品質保証部・安全管理室担当 当社取締役生産本部部長 当社代表取締役常務常務執行役員 生産本部部長 当社代表取締役常務常務執行役員 営業管理部・営業部・管理部・工 事部担当 当社常務取締役常務執行役員 営業管理部・営業部・管理部・工 事部担当(現任)	17
取締役 執行役員	市川工場長	利守 尚久	昭和29年5月1日生	昭和55年4月 平成10年4月 平成13年4月 平成14年3月 平成17年4月 平成18年4月 平成18年6月	当社入社 当社市川工場技術部長 当社橋梁営業本部営業管理室長 当社生産本都市川工場製造部長 当社生産本部副本部長兼製造部長 当社執行役員市川工場長 当社取締役執行役員市川工場長 (現任)	3
取締役 執行役員	業務部長兼 関連事業部長	小林 秀明	昭和29年10月10日生	昭和53年4月 平成11年6月 平成14年4月 平成18年3月 平成18年4月 平成18年6月	当社入社 当社管理本部経理部長 当社生産本部収益管理室長 (株)エスピーオー代表取締役社長 (現任) 当社執行役員業務部長兼関連事業 部長 当社取締役執行役員業務部長兼関 連事業部長(現任)	6

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
取締役		川 岸 隆 一	昭和16年1月24日生	昭和54年12月 平成5年12月 平成8年12月 平成13年10月 平成15年6月 平成16年6月 平成17年6月	川岸工業(株)取締役 同社常務取締役 同社代表取締役社長(現任) 川岸プランニング(株)代表取締役社長(現任) 当社取締役 当社特別顧問 当社取締役(現任)	
常勤監査役		小 倉 謙 一	昭和24年6月16日生	昭和49年4月 平成11年1月 平成16年6月 平成18年4月 平成18年6月	当社入社 当社総務部長 当社執行役員総務部長 当社執行役員法務担当 当社常勤監査役(現任)	10
監査役		安 念 満	昭和17年8月11日生	平成4年6月 平成7年5月 平成10年4月 平成11年3月 平成14年10月 平成16年10月 平成17年6月 平成17年6月	(株)富士銀行取締役名古屋支店長 同行常務取締役 同行専務取締役グローバルコーポレートグループ長 日本橋興業(株)代表取締役社長 (株)富士総合研究所代表取締役社長 みずほ情報総研(株)代表取締役社長 日本金属(株)監査役(現任) 当社監査役(現任)	
監査役		俵 谷 利 幸	大正15年9月2日生	昭和59年11月 昭和63年7月 平成元年10月 平成8年4月 平成12年4月 平成18年6月	法務省保護局長 仙台高等検察庁検事長 弁護士登録、法律事務所開設(現任) 更生保護法人日本更生保護協会理事(現任) 学校法人東京福祉大学監事(現任) 当社監査役(現任)	
計						70

- (注) 1 取締役 川岸隆一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2 監査役 安念満氏および俵谷利幸氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3 当社は執行役員制度を導入しており、平成18年6月29日開催の定時株主総会終了後の取締役会において上記取締役兼任の5名に加え次の執行役員3名を選任いたしました。

役名	職名	氏名
執行役員	安全管理室長	増 田 隆
執行役員	設計部・品質保証部担当	阪 本 謙 二
執行役員	業務部経理担当部長	足 立 薫 彦

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会、経営環境に対応した迅速な経営意思の決定と、経営の健全性・透明性を高めることを最重要課題の一つとして位置付けております。

その実現のために、決議機関・組織・規定等を整備し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

1 会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況

(1) 会社の機関の内容(平成18年3月31日現在)

当社は監査役制度を採用しております。

監査役会は、監査役3名(常勤1名、非常勤2名)で構成され、監査役会の監査方針及び監査計画により、監査を実施しております。監査役は取締役会への出席の他、必要に応じて重要な社内会議へも出席し、取締役の業務遂行を監査すると共に、取締役及び従業員に対し職務の実行状況を聴取できることとなっております。なお監査役の内2名は社外監査役であります。

また、会計監査人とは必要の都度相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上をめざしております。

意思決定機関である取締役会は3名の取締役により構成され、毎月1回以上開催し、経営の基本方針に基づいて重要事項に関する決議を行うと共に、適正な運営に必要な監督を行っております。なお取締役の内1名は社外取締役であり、外部からの視点で当社の経営を監督しております。

この他、経営に関する会議として、取締役社長を中心に協議することを目的とし、取締役及び執行役員の中より取締役社長が任命した者をもって構成する経営会議を、毎月1回以上開催し経営全般に関する主要事項に関し協議を行っております。また、当社は取締役を少数化することで取締役会での意思決定のスピード化を実現しておりますが、業務執行者を明確にすることでより効率的な経営の実現を図るために、執行役員制度を採用し、6名の執行役員が就任しております。執行役員は、取締役会の経営方針等を受け、各担当業務を執行しております。

なお執行役員の業務執行状況を取締役社長に対して定期的に報告すること、及び、会社の経営方針、経営状況について執行役員に対して説明することを目的とし、取締役社長及び執行役員による執行役員会議を、3ヶ月に1回定期的に開催しております。

(2) 内部統制システムの整備の状況

当社は公共事業である橋梁の専門メーカーとして、社会に貢献する使命を担っていると認識しております。しかしながら先般の談合問題に関しましてはその使命を果たすことができず、関係各位に多大なご負担とご迷惑をおかけ致しましたこととお詫び申し上げますと共に、今後は、内部統制システムの充実に全力をあげる所存です。

内部統制システムにおきましては、法令等を遵守することで企業の不祥事を廃し、企業価値を高めるために業務執行をより効率よく行う制度を構築する必要があると認識しております。その重要な要素となるコンプライアンス体制の充実を図るため、平成17年度に内部監査の専任部署である監査室(1名)を設置致しました。また当社の顧問弁護士をコンプライアンス委員会の顧問とし、コンプライアンス活動の推進に対し法律の専門家の助言指導を得られる体制を取っております。さらに企業倫理通報制度を構築し、監査室を社内窓口、顧問弁護士事務所を社外窓口としております。顧問弁護士には法令遵守に関する講習会をお願いし、またコンプライアンスマニュアルの再整備を行い全社員に配布を行う等、全社をあげて法令遵守の徹底に取り組んでおります。

業務執行におきましてはその効率化を図るため、取締役を少数化し迅速な意思決定を図っており、また執行役員制度を採用することにより適切な業務執行を行う体制を構築しております。日常の業務におきましては「職務権限規定」「業務分掌規定」等に基づき権限の委譲が行われ、各責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する体制を構築しております。

公認会計士監査は、仲井公認会計士事務所、松下公認会計士事務所と監査契約を締結しており、適時適正な監査を受けております。

顧問弁護士は、東京八丁堀法律事務所他と顧問契約を締結しており、日常発生する法律問題全般に関して助言と指導を適時受けられる体制を設けております。なお同法律事務所には、当社のコンプライアンス委員会の顧

問及び企業倫理通報制度の社外窓口をお願いし、コンプライアンス体制の充実を図っております。

2 リスク管理体制の整備の状況

リスク管理におきましては「危機管理規定」を定めており、今後はその充実に努めてまいります。

また、情報の管理におきましては「重要文書保存規定」を定めており、適切な保存・管理を行っております。

3 役員報酬の内容

(1) 取締役および監査役に支払った報酬

取締役	6名	22百万円	(うち社外取締役 1名 0.9百万円)
監査役	4名	15百万円	(うち社外監査役 3名 11百万円)

(注) 1 当期中の退任取締役3名及び退任監査役1名に対する報酬を含んでおります。

2 上記のほか、当期中に任期満了により退任した取締役1名に対し14百万円、辞任により退任した監査役1名に対し、0.5百万円の退職慰労金を支払っております。

(2) 使用人兼務取締役に對する使用人給与相当額

取締役	2名	7百万円
-----	----	------

4 監査報酬の内容

公認会計士法第2条第1項に
規定する業務に基づく報酬 13百万円

上記以外の業務に基づく報酬はありません。

5 社外取締役および社外監査役と提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係
 社外取締役 川岸隆一氏が代表取締役を務める川岸工業株式会社との間で資本・業務提携契約書を締結しております。

社外監査役との間には、該当事項はありません。

6 会計監査の状況

(1) 業務を執行した公認会計士の氏名および提出会社に係る継続監査年数

事務所名	氏名	継続監査年数
仲井公認会計士事務所	仲井 良治	27年
松下公認会計士事務所	松下 素久	20年

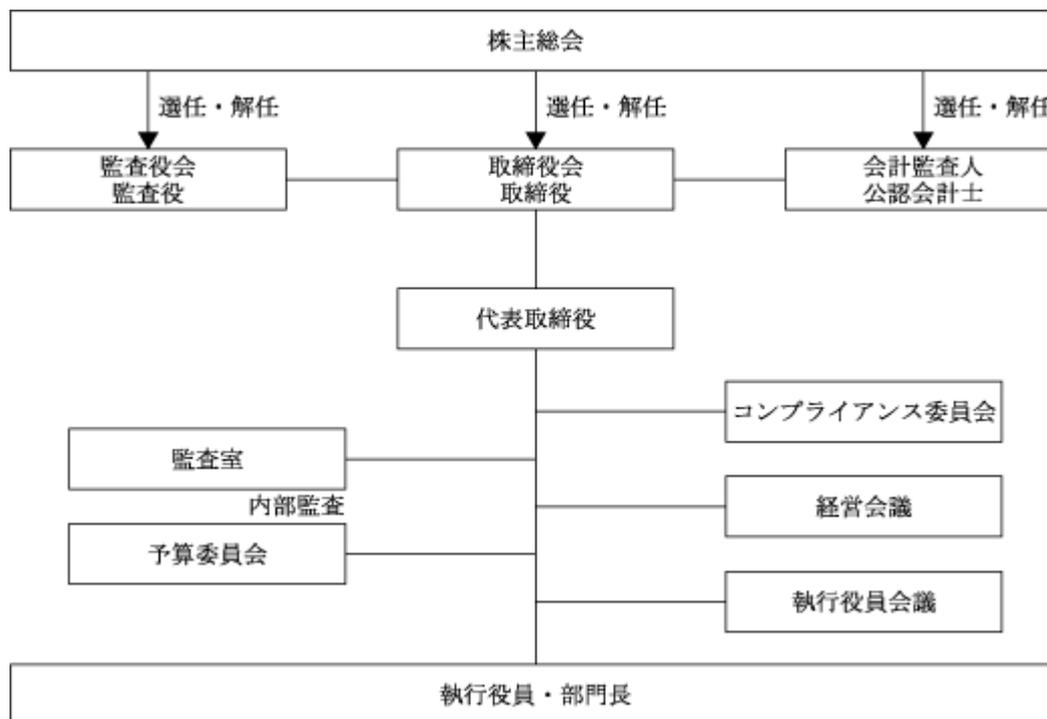
(2) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 2名

(3) 審査体制

公認会計士1名が所属している共同事務所の2名の公認会計士から審査を受けております。

当社の経営組織およびコーポレート・ガバナンス体制の概要図は次のとおりであります。



第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)により作成しております。

ただし、前事業年度(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日 内閣府令第5号)附則第2項のただし書きにより、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前事業年度(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)及び当事業年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)の財務諸表について、公認会計士仲井良治、同 松下素久の両氏により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

連結財務諸表の用語、様式及び作成に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社である株式会社サクラダライフ、株式会社エスピーオーの資産、売上高等からみて、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合を示すと次のとおりであります。

資産基準	0.2%
売上高基準	0.1%
利益基準	0.0%
利益剰余金基準	0.2%

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成17年3月31日)		当事業年度 (平成18年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
流動資産						
現金預金			691		2,376	
受取手形			74		101	
完成工事未収入金			4,157		2,520	
未成工事支出金			488		747	
その他流動資産			367		81	
貸倒引当金			2		1	
流動資産合計			5,776	25.0	5,825	49.3
固定資産						
(1) 有形固定資産						
建物	1	5,227		2,136		
減価償却累計額		2,653	2,573	1,491	644	
構築物	1	1,926		1,492		
減価償却累計額		1,100	825	1,023	469	
機械及び装置	1	3,558		3,275		
減価償却累計額		3,024	534	3,018	256	
車両及び運搬具		81		74		
減価償却累計額		76	5	73	0	
工具器具及び備品		402		222		
減価償却累計額		362	39	211	10	
土地	1		12,038		4,301	
有形固定資産合計			16,017	(69.3)	5,683	(48.1)
(2) 無形固定資産						
施設利用権			7		0	
無形固定資産合計			7	(0.0)	0	(0.0)

区分	注記 番号	前事業年度 (平成17年3月31日)		当事業年度 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(3) 投資その他の資産					
投資有価証券	1	999		118	
関係会社株式		34		44	
出資金	1	58		26	
従業員長期貸付金		7		1	
長期前払費用		48		4	
その他投資等	1	166		105	
貸倒引当金		0		0	
投資その他の資産合計		1,313	(5.7)	299	(2.6)
固定資産合計		17,338	75.0	5,983	50.7
資産合計		23,115	100.0	11,808	100.0
(負債の部)					
流動負債					
支払手形	2	1,286		587	
工事未払金	2	1,315		461	
短期借入金	1	9,258		1,500	
未払法人税等		36		18	
未成工事受入金		747		372	
未払費用				827	
完成工事補償引当金		7			
賞与引当金		101		55	
工事損失引当金				500	
訴訟等損失引当金				1,003	
その他流動負債		122		22	
流動負債合計		12,875	(55.7)	5,346	(45.3)

区分	注記 番号	前事業年度 (平成17年3月31日)		当事業年度 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
固定負債					
長期借入金	1	5,186		3,270	
退職給付引当金		324		825	
リース資産減損勘定				34	
新株予約権				11	
その他固定負債		2			
固定負債合計		5,512	(23.9)	4,141	(35.1)
負債合計		18,388	79.6	9,488	80.4
(資本の部)					
資本金	3	3,801	(16.4)	1,631	(13.8)
資本剰余金					
資本準備金		709		1,960	
資本剰余金合計		709	(3.1)	1,960	(16.6)
利益剰余金					
当期末処分利益又は 当期末処理損失()		164		1,260	
利益剰余金合計		164	(0.7)	1,260	(10.7)
その他有価証券評価差額金		58	(0.2)		()
自己株式	4	6	(0.0)	11	(0.1)
資本合計		4,727	20.4	2,319	19.6
負債・資本合計		23,115	100.0	11,808	100.0

【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)			当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
売上高							
完成工事高		8,916	8,916	100.0	7,120	7,120	100.0
売上原価							
完成工事原価	1	7,359	7,359	82.5	6,847	6,847	96.2
完成工事総利益			1,556	17.5		273	3.8
販売費及び一般管理費	1						
役員報酬		48			38		
従業員給料手当		445			378		
退職給付費用		70			67		
法定福利費		54			55		
福利厚生費		29			28		
修繕維持費		10			11		
事務用品費		9			8		
通信交通費		96			74		
動力用水光熱費		5			6		
調査研究費		54			24		
広告宣伝費		0			0		
交際費		17			8		
寄付金		5			2		
地代家賃		37			31		
減価償却費		88			0		
租税公課		46			30		
保険料		8			2		
手数料		78			68		
雑費		45	1,154	13.0	41	880	12.3
営業利益又は 営業損失()			402	4.5		606	8.5

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)		当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
営業外収益					
受取利息配当金		2		7	
匿名組合分配金		82			
役員退職積立保険給付金		21		112	
賃貸固定資産収入		15		28	
その他営業外収益		35	156	21	169
			1.8		2.4
営業外費用					
支払利息		412		387	
その他営業外費用		82	495	70	458
			5.6		6.5
経常利益又は 経常損失()			63		895
			0.7		12.6
特別利益					
前期損益修正益	2	6			
固定資産売却益	3	999		28	
投資有価証券売却益				98	
債務免除益				8,727	
その他特別利益		18	1,025	8	8,863
			11.5		124.5
特別損失					
固定資産売却損		0			
固定資産除却損	4	7		8	
金利スワップ解約損				92	
ゴルフ会員権評価損				32	
減損損失	5			9,661	
訴訟等損失				1,253	
匿名組合等投資損失				554	
匿名組合出資金評価損		159			
社債繰上償還損		0			
役員退職慰労金		24		14	
特別退職金				571	
退職給付債務算定方法 変更による償却				376	
事業再構築費用				212	
営業権償却費		4			
八千代工場整理損		28			
その他特別損失		1	227	18	12,794
			2.5		179.7
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失()			861		4,826
			9.7		67.8
法人税、住民税 及び事業税			14		19
			0.2		0.3
当期純利益又は 当期純損失()			846		4,846
			9.5		68.1
前期繰越利益又は 前期繰越損失()			682		164
資本金減少による 欠損填補額					3,421
当期末処分利益又は 当期末処理損失()			164		1,260

完成工事原価報告書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)		当事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費		2,213	30.1	1,502	22.0
労務費		112	1.5	97	1.4
外注費		3,166	43.0	3,095	45.2
経費		1,867	25.4	1,651	24.1
(うち人件費)		(845)	(11.5)	(729)	(10.7)
工事損失引当金繰入額				500	7.3
完成工事原価		7,359	100.0	6,847	100.0

(脚注)

前事業年度	当事業年度
<p>原価計算の方法</p> <p>当社は原価を費目別、部門別、工事別に1か月を単位とした個別原価計算を採用しております。</p> <p>材料費は、実際消費量を算出して移動平均価格によっており、労務費は実際支出額により、また、製造間接費は直接作業時間を基礎として配賦する計算方式を採用しております。</p>	<p>原価計算の方法</p> <p>同左</p>

【キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前事業年度	当事業年度
		(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失()		861	4,826
減価償却費		298	76
減損損失			9,661
債務免除益			8,727
退職給付引当金の増加額又は減少額()		47	440
賞与引当金の減少額		5	45
工事損失引当金の増加額			500
受取利息配当金		2	7
支払利息		412	387
固定資産売却却損益		992	20
投資有価証券売却益			98
匿名組合出資金評価損		159	
ゴルフ会員権評価損			32
匿名組合等投資損失			554
訴訟等損失			1,253
金利スワップ解約損			92
事業再構築費用			212
特別退職金			571
退職給付債務算定方法変更による償却			376
売上債権等の減少額又は増加額()		792	1,235
未成工事支出金等の増加額		154	256
仕入債務の増加額又は減少額()		330	1,068
未払消費税等の減少額		172	1
その他		55	145
小計		63	394
利息及び配当金の受取額		2	7
利息の支払額		402	359
特別退職金の支払額			6
法人税等の支払額		13	44
営業活動によるキャッシュ・フロー		477	798
投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得による支出		54	29
固定資産の売却による収入		1,237	746
投資有価証券の売却による収入			138
投資有価証券の取得			10
その他		88	178
投資活動によるキャッシュ・フロー		1,271	1,023
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金純増加額		953	2,914
長期借入れによる収入		1,224	
長期借入金の返済による支出		4,790	3,952
社債の償還による支出		100	
株式発行による収入			2,502
その他		3	4
財務活動によるキャッシュ・フロー		2,717	1,459
現金及び現金同等物の増加額 又は減少額()		1,923	1,684
現金及び現金同等物の期首残高		2,615	691
現金及び現金同等物の期末残高		691	2,376

【利益処分計算書又は損失処理計算書】

利益処分計算書			損失処理計算書			
株主総会承認年月日		前事業年度 (平成17年6月29日)	株主総会承認年月日		当事業年度 (平成18年6月29日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	区分	注記 番号	金額(百万円)	
当期末処分利益		164	当期末処理損失		1,260	
利益処分数額			損失処理額			
			資本準備金取崩額		1,260	
次期繰越利益		164	次期繰越損失			

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

前事業年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

当社は、当中間期において経営環境の著しい悪化等により、当社の製作拠点である市川事業所及び八街製品ヤードについても減損損失を認識するに至り、9,661百万円の減損損失を計上したこと等により7,391百万円の債務超過となり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しておりました。当社は当該状況を解消すべく、厳しい経営環境において、企業としての運営を継続していくための強固な収益基盤の確立と財務体質の抜本的な改善を図るため、平成17年11月16日に策定した「事業再生計画」に基づき、取引金融機関による総額8,727百万円の債権放棄の応諾、平成18年2月24日に開催された臨時株主総会において承認決議された資本減少による欠損填補、第三者割当によるA種優先株式20億円の発行等により、当中間期の債務超過は解消することができました。

重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) その他有価証券 時価のあるもの 期末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法によっております。 (評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>(2) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p>	<p>(1) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっておりましたが、当期末までに全て清算しております。</p> <p>(2) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p>
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ 金利スワップ契約については、特例処理の要件を満たしておりますので、その金銭の受払の純額を金利交換の対象となる負債に係る利息に加減して処理しております。</p>	<p>デリバティブ 金利スワップ契約については、特例処理の要件を満たしておりますので、その金銭の受払の純額を金利交換の対象となる負債に係る利息に加減して処理しておりましたが、当期末までに全て解約しております。</p>
3 たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>たな卸資産 (1) 未成工事支出金 個別法による原価法によっております。 (2) 材料貯蔵品 移動平均法による原価法によっております。</p>	<p>たな卸資産 (1) 未成工事支出金 同左 (2) 材料貯蔵品 同左</p>
4 繰延資産の処理方法	<p>新株発行費等 商法施行規則に規定する3年以内で均等償却しております。</p>	<p>新株発行費等 支払時に全額費用処理しております。 (追加情報) 従来、新株発行費等については、商法施行規則に規定する3年以内で均等償却しておりましたが、当期より支出時に全額費用処理する方法に変更いたしました。この変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。</p>

	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
5 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
6 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 売上債権及び貸付金等の貸倒損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 完成工事補償引当金 完成工事引渡後の瑕疵に対する補償費用に備えるため、過年度の実績を基礎に見込額を計上しております。</p> <p>(3) 賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えるため、当期の負担すべき支給見込額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 完成工事補償引当金</p> <p>(追加情報) 完成工事引渡後の瑕疵に対する補償費用に備えるため、過年度の実績を基礎に見込額を計上していましたが、過去に発生した補償費は僅少で重要性に乏しく、今後も同等の傾向で推移するものと推測されるため、当期より引当金の計上を廃止しております。</p> <p>(3) 賞与引当金 同左</p> <p>(4) 工事損失引当金 受注工事の将来の損失に備えるため、当期末の手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。</p> <p>(5) 訴訟等損失引当金 係争中の訴訟等に係る損失に備えるため、その経過等の状況に基づき合理的に見積もった損失負担見込額を計上しております。</p>

	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。 また、数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による按分額を、それぞれ発生の翌期より費用処理することとしております。	(6) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における自己都合要支給額(簡便法)に基づき計上しております。 (追加情報) 平成17年12月の希望退職者の募集に伴い大量退職者が生じたため、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。 なお、大量退職により減少した会計基準変更時差異の費用処理額等(571百万円)については、特別損失の「特別退職金」として表示しております。
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
8 ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...金利スワップ ヘッジ対象...長期借入金の支払金利 (3) ヘッジ方針 金利変動による借入債務の損失可能性を減殺する目的で行っております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。	
9 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
10 その他財務諸表作成のための重要な事項	(1) 完成工事高の計上基準 原則として完成基準を採用しておりますが、工期が1年を超え、かつ、請負金額が1億円以上の工事については、工事進行基準を採用しております。 進行基準による 6,443百万円 完成工事高 進行基準による 5,006百万円 完成工事原価 (2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税は税抜方式により処理しております。	(1) 完成工事高の計上基準 同左 進行基準による 4,411百万円 完成工事高 進行基準による 4,101百万円 完成工事原価 (2) 消費税等の会計処理 同左

会計処理の変更

<p>前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。 これにより税引前当期純損失が9,661百万円増加しております。 なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。</p> <p>(退職給付引当金の計上基準) 退職給付引当金の計上基準は、従来原則法を採用していましたが、当期に実施した希望退職者募集に伴い、大量退職者が生じ従業員数が著しく減少したことにより、退職給付債務について合理的に数理計算上の見積りを行うことが困難になってきたため、当期末より簡便法(自己都合要支給額)に変更しております。 これにより、従来の方法(「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)の適用)によった場合に比較して、税引前当期純損失が376百万円増加しております。</p>

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度まで、「その他特別損失」に含めて表示しておりました「役員退職慰労金」(前事業年度4百万円)は、当事業年度より区分掲記することとしました。</p>	<p>(貸借対照表)</p> <p>前事業年度まで、「その他流動負債」に含めて表示しておりました「未払費用」(前事業年度98百万円)は、負債及び資本の合計額の1/100を超えたため、当事業年度より区分掲記することとしました。</p>

追加情報

<p>前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)</p>
<p>(外形標準課税制度の導入) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当事業年度から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日 企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に22百万円計上しております。</p> <p>(表示区分の変更) 「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第97号)が平成16年6月9日に公布され、平成16年12月1日より適用となること及び「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号)が平成17年2月15日付で改正されたことに伴い、当事業年度から投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)を投資有価証券として表示する方法に変更いたしました。</p> <p>なお、当事業年度の出資有価証券に含まれる当該出資の額は、781百万円であります。</p>	

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成17年3月31日)	当事業年度 (平成18年3月31日)																																																																								
<p>1 担保に供している資産</p> <p>(1) 担保提供資産</p> <p>有形固定資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">2,566百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">構築物</td> <td style="text-align: right;">753 "</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">機械及び装置</td> <td style="text-align: right;">377 "</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">土地</td> <td style="text-align: right;">11,927 "</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">99 "</td> </tr> <tr> <td>出資金</td> <td style="text-align: right;">32 "</td> </tr> <tr> <td>役員退職積立保険料</td> <td style="text-align: right;">135 "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">15,892 "</td> </tr> </table> <p>上記有形固定資産のうち工場財 団抵当に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">1,069百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">構築物</td> <td style="text-align: right;">753 "</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">機械及び装置</td> <td style="text-align: right;">377 "</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">土地</td> <td style="text-align: right;">2,173 "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">4,374 "</td> </tr> </table> <p>(2) 担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">9,258百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">長期借入金</td> <td style="text-align: right;">5,186 "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">14,444 "</td> </tr> </table> <p>上記のうち工場財団抵当に対応 する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">* 4,543百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">長期借入金</td> <td style="text-align: right;">* 4,976 "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">9,519 "</td> </tr> </table> <p>なお、*の債務には、共同担保が設定してある 債務も含まれております。</p>	建物	2,566百万円	構築物	753 "	機械及び装置	377 "	土地	11,927 "	投資有価証券	99 "	出資金	32 "	役員退職積立保険料	135 "	合計	15,892 "	建物	1,069百万円	構築物	753 "	機械及び装置	377 "	土地	2,173 "	合計	4,374 "	短期借入金	9,258百万円	長期借入金	5,186 "	合計	14,444 "	短期借入金	* 4,543百万円	長期借入金	* 4,976 "	合計	9,519 "	<p>1 担保に供している資産</p> <p>(1) 担保提供資産</p> <p>有形固定資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">640百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">構築物</td> <td style="text-align: right;">447 "</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">機械及び装置</td> <td style="text-align: right;">186 "</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">土地</td> <td style="text-align: right;">4,269 "</td> </tr> <tr> <td>出資金</td> <td style="text-align: right;">8 "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">5,551 "</td> </tr> </table> <p>上記有形固定資産のうち工場財 団抵当に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">640百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">構築物</td> <td style="text-align: right;">447 "</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">機械及び装置</td> <td style="text-align: right;">186 "</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">土地</td> <td style="text-align: right;">268 "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">1,542 "</td> </tr> </table> <p>(2) 担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">1,500百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">長期借入金</td> <td style="text-align: right;">3,270 "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">4,770 "</td> </tr> </table> <p>上記のうち工場財団抵当に対応 する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">* 1,500百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">長期借入金</td> <td style="text-align: right;">* 3,270 "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">4,770 "</td> </tr> </table> <p>なお、*の債務には、共同担保が設定してある 債務も含まれております。</p>	建物	640百万円	構築物	447 "	機械及び装置	186 "	土地	4,269 "	出資金	8 "	合計	5,551 "	建物	640百万円	構築物	447 "	機械及び装置	186 "	土地	268 "	合計	1,542 "	短期借入金	1,500百万円	長期借入金	3,270 "	合計	4,770 "	短期借入金	* 1,500百万円	長期借入金	* 3,270 "	合計	4,770 "
建物	2,566百万円																																																																								
構築物	753 "																																																																								
機械及び装置	377 "																																																																								
土地	11,927 "																																																																								
投資有価証券	99 "																																																																								
出資金	32 "																																																																								
役員退職積立保険料	135 "																																																																								
合計	15,892 "																																																																								
建物	1,069百万円																																																																								
構築物	753 "																																																																								
機械及び装置	377 "																																																																								
土地	2,173 "																																																																								
合計	4,374 "																																																																								
短期借入金	9,258百万円																																																																								
長期借入金	5,186 "																																																																								
合計	14,444 "																																																																								
短期借入金	* 4,543百万円																																																																								
長期借入金	* 4,976 "																																																																								
合計	9,519 "																																																																								
建物	640百万円																																																																								
構築物	447 "																																																																								
機械及び装置	186 "																																																																								
土地	4,269 "																																																																								
出資金	8 "																																																																								
合計	5,551 "																																																																								
建物	640百万円																																																																								
構築物	447 "																																																																								
機械及び装置	186 "																																																																								
土地	268 "																																																																								
合計	1,542 "																																																																								
短期借入金	1,500百万円																																																																								
長期借入金	3,270 "																																																																								
合計	4,770 "																																																																								
短期借入金	* 1,500百万円																																																																								
長期借入金	* 3,270 "																																																																								
合計	4,770 "																																																																								
<p>2 このうち関係会社に対するものは次のとおりで あります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払手形</td> <td style="text-align: right;">25百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">工事未払金</td> <td style="text-align: right;">9 "</td> </tr> </table>	支払手形	25百万円	工事未払金	9 "	<p>2 このうち関係会社に対するものは次のとおりで あります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">工事未払金</td> <td style="text-align: right;">32百万円</td> </tr> </table>	工事未払金	32百万円																																																																		
支払手形	25百万円																																																																								
工事未払金	9 "																																																																								
工事未払金	32百万円																																																																								

前事業年度 (平成17年3月31日)			当事業年度 (平成18年3月31日)		
3	授権株式数 発行済株式総数	普通株式 80,000,000株 普通株式 43,522,335株	3	授権株式数 発行済株式総数	普通株式 294,039,340株 A種優先株式 40,000,000株 B種優先株式 50,000株 計 334,089,340株 普通株式 53,522,335株 A種優先株式 40,000,000株
4	自己株式の保有数	普通株式 66,105株	4	自己株式の保有数	普通株式 94,522株
5	商法施行規則第124条第3号により配当が制限される純資産額	58百万円	5		

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)			当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		
1	一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費	23百万円	1	一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費	33百万円
2	前期損益修正益の内訳 過年度完成工事原価修正	6百万円	2		
3	固定資産売却益の主な内訳 八千代工場北側一部 土地 26,069㎡	999百万円	3	固定資産売却益の主な内訳 事業再生計画に基づき、本社・寮社宅等の7物件を売却したものであり、各資産種類毎の損益を合算して表示しております。	
4	固定資産除却損の内訳 建物 機械及び装置 その他	2百万円 4 " 0 "	4	固定資産除却損の内訳 建物 工具器具及び備品 その他	2百万円 5 " 0 "
	計	7 "		計	8 "

前事業年度
(自 平成16年4月1日
至 平成17年3月31日)

当事業年度
(自 平成17年4月1日
至 平成18年3月31日)

5 減損損失
当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

分類	現状用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
事業用資産	橋梁生産設備	土地、建物、 機械及び装置 等	市川事業所 (千葉県市川市)	4,862
			八街製品ヤード (千葉県八街市 他)	2,113
			計	6,975
売却予定資産	本社	土地及び建物 等	千葉県千葉市美 浜区	1,105
	社宅・寮他	土地及び建物 等	千葉県八千代市 他	669
	賃貸資産	土地及び建物 等	千葉県佐倉市他	140
	遊休資産	土地及び建物 等	千葉県八千代市 他	771
合計				9,661

(経緯)

当社の主力事業である橋梁業界は、公共事業費の縮減による需給ギャップが拡大している中で、今般橋梁談合問題が発生し、当業界は過去最大といっても過言ではない大きな転換期を迎えており、加えて、平成17年6月における東京高等検察庁の当社に対する独占禁止法違反容疑(不当な取引制限)による起訴を契機として、公正取引委員会からの排除勧告を応諾した10月以降、経営環境の著しい悪化等により、当社の製作拠点である市川事業所及び八街製品ヤードについても減損損失を認識するに至りました。

(グルーピングの方法及び減損損失の内訳)

資産グループについては、事業用資産グループとして市川事業所及び八街製品ヤードの橋梁生産設備、残りの売却予定資産については個別物件毎にグルーピングを行っており、売却予定資産についても市場価格の著しい下落が認められることから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失に計上しております。減損損失9,661百万円の内訳は、土地7,214百万円、建物1,761百万円、構築物331百万円、機械及び装置275百万円、その他有形固定資産28百万円、無形固定資産6百万円、リース資産42百万円であります。

(回収可能価額の算定方法)

橋梁生産設備グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュフローを3.5%で割り引いて算定しております。また、売却予定資産の回収可能価額は正味売却価額によって測定しており、不動産鑑定評価に基づいて評価しております。

なお、売却予定資産につきましては、平成18年3月に全て売却が完了しております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金預金 691百万円	現金預金 2,376百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金 //	預入期間が3ヵ月を超える定期預金 //
現金及び現金同等物 691 //	現金及び現金同等物 2,376 //

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																				
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																																				
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>51</td> <td>24</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>68</td> <td>22</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>119</td> <td>46</td> <td>72</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	工具器具及び備品	51	24	27	その他	68	22	45	合計	119	46	72	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>65</td> <td>35</td> <td>13</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>69</td> <td>34</td> <td>14</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>134</td> <td>70</td> <td>28</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	工具器具及び備品	65	35	13	16	その他	69	34	14	19	合計	134	70	28	36
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																		
工具器具及び備品	51	24	27																																		
その他	68	22	45																																		
合計	119	46	72																																		
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																	
工具器具及び備品	65	35	13	16																																	
その他	69	34	14	19																																	
合計	134	70	28	36																																	
<p>なお、取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>23百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>49 //</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>72 //</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>26百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>26 //</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	1年内	23百万円	1年超	49 //	合計	72 //	支払リース料	26百万円	減価償却費相当額	26 //	<p>同左</p> <p>未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高</p> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>25百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>38 //</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>64 //</td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定期末残高 23百万円</p> <p>同左</p> <p>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>26百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>4 //</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>26 //</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>28 //</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法</p> <p>同左</p>	1年内	25百万円	1年超	38 //	合計	64 //	支払リース料	26百万円	リース資産減損勘定の取崩額	4 //	減価償却費相当額	26 //	減損損失	28 //												
1年内	23百万円																																				
1年超	49 //																																				
合計	72 //																																				
支払リース料	26百万円																																				
減価償却費相当額	26 //																																				
1年内	25百万円																																				
1年超	38 //																																				
合計	64 //																																				
支払リース料	26百万円																																				
リース資産減損勘定の取崩額	4 //																																				
減価償却費相当額	26 //																																				
減損損失	28 //																																				

(有価証券関係)

有価証券

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	前事業年度 (平成17年3月31日)			当事業年度 (平成18年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの 株式 債券 その他	40	99	58			
小計	40	99	58			
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの 株式 債券 その他						
小計						
合計	40	99	58			

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
売却額(百万円)		138
売却益の合計額(百万円)		98
売却損の合計額(百万円)		

3 時価評価されていない有価証券

区分	前事業年度 (平成17年3月31日)	当事業年度 (平成18年3月31日)
	貸借対照表計上額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)
(1)その他有価証券 非上場株式 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合 への出資	118 781	118
合計	899	118
(2)子会社株式及び関連会社株式 子会社株式 関連会社株式	10 24	20 24
合計	34	44

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)	当事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
<p>(1) 取引の内容 当社は通常業務を遂行する上で金利リスクなどの様々なリスクに晒されており、このようなリスクを最小限にするため、デリバティブ取引を行っております。金利デリバティブ取引では、主として金利スワップ及び金利キャップ取引を利用しております。</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 金利スワップ取引は、TIBORの変動金利の支払コストを固定金利へ転換するために変動金利を受取、固定金利を支払う交換を指しております。 また、短期金利連動債務の支払コスト上昇ヘッジとして金利キャップ取引の買い方となっております。金利キャップ取引導入により、短期金利に連動する当社の調達資金の支払コスト上昇に対するヘッジが可能になります。</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容 当社の実施するデリバティブ取引は、それぞれの将来の為替、金利の変動リスクを有しております。なお、取引先契約不履行に係る信用リスクについては、取引先を信用度の高い銀行に限定しているため、殆ど無いと判断しております。</p> <p>(4) 取引に係るリスクの管理体制 これらの金融関連のデリバティブ取引の実行及び日常の管理は、経理部門で行っております。 なお、運用する場合はリスクヘッジに必要なものに限定し、投機性の高いものは行わないこととしました。また管理体制は、「運用に関する規定」に基づき経理部で資金運用状況を管理し、定期的に取り締役に報告することとし、管理体制を整備しております。</p> <p>(5) その他</p>	

2 取引の時価等に関する事項

前事業年度(平成17年 3月31日現在)

該当事項はありません。

なお、金利スワップ取引を行っておりますが、特例処理の要件を満たしておりますので、注記の対象から除いております。

当事業年度(平成18年 3月31日現在)

該当事項はありません。

なお、金利スワップ取引を行っていましたが、当期末までに全て解約済のため残高はありませんので、注記の対象から除いております。

[次へ](#)

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)	当事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																																																																																		
<p>1 採用している退職給付制度の概要 当社の退職給付制度は、適格退職年金制度及び退職一時金制度を採用しており、退職給付額の55%相当分を適格退職年金制度に外部拠出してあります。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項</p> <table> <tr><td>(1) 退職給付債務</td><td>1,337百万円</td></tr> <tr><td>(2) 年金資産</td><td>103 "</td></tr> <tr><td>(3) 未積立退職給付債務 (1) + (2)</td><td>1,233 "</td></tr> <tr><td>(4) 未認識過去勤務債務(債務の減額)</td><td>"</td></tr> <tr><td>(5) 未認識数理計算上の差異</td><td>4 "</td></tr> <tr><td>(6) 会計基準変更時差異の未処理額</td><td>904 "</td></tr> <tr><td>(7) 貸借対照表計上額純額 (3) + (4) + (5) + (6)</td><td>324 "</td></tr> <tr><td>(8) 前払年金費用</td><td>"</td></tr> <tr><td>(9) 退職給付引当金 (7) - (8)</td><td>324 "</td></tr> </table> <p>3 退職給付費用に関する事項</p> <table> <tr><td>(1) 勤務費用</td><td>66百万円</td></tr> <tr><td>(2) 利息費用</td><td>39 "</td></tr> <tr><td>(3) 期待運用収益</td><td>"</td></tr> <tr><td>(4) 過去勤務債務の費用処理額</td><td>"</td></tr> <tr><td>(5) 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>2 "</td></tr> <tr><td>(6) 会計基準変更時差異の費用処理額</td><td>82 "</td></tr> <tr><td>(7) 退職給付費用 (1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6)</td><td>191 "</td></tr> </table> <p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table> <tr><td>(1) 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>期間定額基準</td></tr> <tr><td>(2) 割引率</td><td>3.0%</td></tr> <tr><td>(3) 期待運用収益率</td><td>"</td></tr> <tr><td>(4) 数理計算上の差異の処理年数</td><td>15年 (各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌期から費用処理することとしてあります。)</td></tr> <tr><td>(5) 会計基準変更時差異の処理年数</td><td>15年</td></tr> </table>	(1) 退職給付債務	1,337百万円	(2) 年金資産	103 "	(3) 未積立退職給付債務 (1) + (2)	1,233 "	(4) 未認識過去勤務債務(債務の減額)	"	(5) 未認識数理計算上の差異	4 "	(6) 会計基準変更時差異の未処理額	904 "	(7) 貸借対照表計上額純額 (3) + (4) + (5) + (6)	324 "	(8) 前払年金費用	"	(9) 退職給付引当金 (7) - (8)	324 "	(1) 勤務費用	66百万円	(2) 利息費用	39 "	(3) 期待運用収益	"	(4) 過去勤務債務の費用処理額	"	(5) 数理計算上の差異の費用処理額	2 "	(6) 会計基準変更時差異の費用処理額	82 "	(7) 退職給付費用 (1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6)	191 "	(1) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(2) 割引率	3.0%	(3) 期待運用収益率	"	(4) 数理計算上の差異の処理年数	15年 (各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌期から費用処理することとしてあります。)	(5) 会計基準変更時差異の処理年数	15年	<p>1 採用している退職給付制度の概要 当社の退職給付制度は、適格退職年金制度及び退職一時金制度を採用しており、退職給付額の55%相当分を適格退職年金制度に外部拠出してあります。 なお、退職給付引当金の計上基準は、当期末より簡便法(自己都合要支給額)に変更しております。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項</p> <table> <tr><td>(1) 退職給付債務</td><td>825百万円</td></tr> <tr><td>(2) 年金資産</td><td>"</td></tr> <tr><td>(3) 退職給付引当金 (1) - (2)</td><td>825 "</td></tr> </table> <p>3 退職給付費用に関する事項</p> <table> <tr><td>(1) 勤務費用</td><td>67百万円</td></tr> <tr><td>(2) 利息費用</td><td>40 "</td></tr> <tr><td>(3) 期待運用収益</td><td>"</td></tr> <tr><td>(4) 過去勤務債務の費用処理額</td><td>"</td></tr> <tr><td>(5) 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>0 "</td></tr> <tr><td>(6) 会計基準変更時差異の費用処理額</td><td>82 "</td></tr> <tr><td>(7) 退職給付費用 (1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6)</td><td>190 "</td></tr> </table> <p>(注) 上記退職給付費用以外に大量退職に伴う以下の費用を特別損失の「特別退職金」として計上しております。</p> <table> <tr><td>退職給付債務の減少に伴う損益</td><td>101百万円</td></tr> <tr><td>会計基準変更時差異の費用処理額</td><td>372 "</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td>1 "</td></tr> <tr><td>特別加算金等の支払額</td><td>95 "</td></tr> <tr><td>計</td><td>571 "</td></tr> </table> <p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table> <tr><td>(1) 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>期間定額基準</td></tr> <tr><td>(2) 割引率</td><td>3.0%</td></tr> <tr><td>(3) 期待運用収益率</td><td>"</td></tr> <tr><td>(4) 数理計算上の差異の処理年数</td><td>15年 同左</td></tr> <tr><td>(5) 会計基準変更時差異の処理年数</td><td>15年</td></tr> </table>	(1) 退職給付債務	825百万円	(2) 年金資産	"	(3) 退職給付引当金 (1) - (2)	825 "	(1) 勤務費用	67百万円	(2) 利息費用	40 "	(3) 期待運用収益	"	(4) 過去勤務債務の費用処理額	"	(5) 数理計算上の差異の費用処理額	0 "	(6) 会計基準変更時差異の費用処理額	82 "	(7) 退職給付費用 (1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6)	190 "	退職給付債務の減少に伴う損益	101百万円	会計基準変更時差異の費用処理額	372 "	数理計算上の差異の費用処理額	1 "	特別加算金等の支払額	95 "	計	571 "	(1) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(2) 割引率	3.0%	(3) 期待運用収益率	"	(4) 数理計算上の差異の処理年数	15年 同左	(5) 会計基準変更時差異の処理年数	15年
(1) 退職給付債務	1,337百万円																																																																																		
(2) 年金資産	103 "																																																																																		
(3) 未積立退職給付債務 (1) + (2)	1,233 "																																																																																		
(4) 未認識過去勤務債務(債務の減額)	"																																																																																		
(5) 未認識数理計算上の差異	4 "																																																																																		
(6) 会計基準変更時差異の未処理額	904 "																																																																																		
(7) 貸借対照表計上額純額 (3) + (4) + (5) + (6)	324 "																																																																																		
(8) 前払年金費用	"																																																																																		
(9) 退職給付引当金 (7) - (8)	324 "																																																																																		
(1) 勤務費用	66百万円																																																																																		
(2) 利息費用	39 "																																																																																		
(3) 期待運用収益	"																																																																																		
(4) 過去勤務債務の費用処理額	"																																																																																		
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	2 "																																																																																		
(6) 会計基準変更時差異の費用処理額	82 "																																																																																		
(7) 退職給付費用 (1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6)	191 "																																																																																		
(1) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																																																		
(2) 割引率	3.0%																																																																																		
(3) 期待運用収益率	"																																																																																		
(4) 数理計算上の差異の処理年数	15年 (各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌期から費用処理することとしてあります。)																																																																																		
(5) 会計基準変更時差異の処理年数	15年																																																																																		
(1) 退職給付債務	825百万円																																																																																		
(2) 年金資産	"																																																																																		
(3) 退職給付引当金 (1) - (2)	825 "																																																																																		
(1) 勤務費用	67百万円																																																																																		
(2) 利息費用	40 "																																																																																		
(3) 期待運用収益	"																																																																																		
(4) 過去勤務債務の費用処理額	"																																																																																		
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	0 "																																																																																		
(6) 会計基準変更時差異の費用処理額	82 "																																																																																		
(7) 退職給付費用 (1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6)	190 "																																																																																		
退職給付債務の減少に伴う損益	101百万円																																																																																		
会計基準変更時差異の費用処理額	372 "																																																																																		
数理計算上の差異の費用処理額	1 "																																																																																		
特別加算金等の支払額	95 "																																																																																		
計	571 "																																																																																		
(1) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																																																		
(2) 割引率	3.0%																																																																																		
(3) 期待運用収益率	"																																																																																		
(4) 数理計算上の差異の処理年数	15年 同左																																																																																		
(5) 会計基準変更時差異の処理年数	15年																																																																																		

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成17年 3月31日)	当事業年度 (平成18年 3月31日)
当事業年度においては、税効果会計は適用しておりますが、税効果が認められないため、繰延税金資産及び繰延税金負債は最終計上に至っておりません。	同左

(持分法損益等)

前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)	当事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい 関連会社であるため、記載を省略しております。	同左

【関連当事者との取引】

前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
当事業年度における関連当事者との取引については、重要性が乏しいため、記載を省略しております。	同左

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり純資産額 108円78銭	1株当たり純資産額 43円41銭
1株当たり当期純利益 19円48銭	1株当たり当期純損失 109円45銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在しますが、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。
(1株当たり当期純利益の算定上の基礎)	(1株当たり当期純損失の算定上の基礎)
損益計算書上の当期純利益 846百万円	損益計算書上の当期純損失 4,846百万円
普通株式に係る当期純利益 846百万円	普通株式に係る当期純損失 4,846百万円
普通株主に帰属しない金額 百万円	普通株主に帰属しない金額 百万円
普通株式の期中平均株式数 43,468,128株	普通株式の期中平均株式数 44,278,333株
	希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式数の概要 (優先株式) A種優先株式 (40,000,000株 発行総額 2,000百万円) (新株予約権) 第1回新株予約権 (250個 行使による払込総額 2,500百万円) 第2回新株予約権 (50個 行使による払込総額 695百万円)

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

- 1 当社の平成17年5月17日開催の取締役会において、当社が出資している匿名組合の出資(長期預け金)先である特別目的会社(有限会社ワイ・エル・プロパティーズ)が所有する信託受益権を第三者に売却する、との報告がありました。

これに伴い平成18年3月期において、匿名組合出資金に対し平成17年3月期に計上した評価損を上回る損失の発生が見込まれます。

- 2 当社は、平成17年6月15日に「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(独占禁止法)」「(不当な取引制限の禁止)の違反容疑により、東京高等検察庁より起訴されました。さらに、国土交通省および各自治体等から行政処分(指名停止措置)を受けました。

これに伴い、今後の経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当事業年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

当期終了後、平成18年4月1日から平成18年5月31日までに、第1回及び第2回新株予約権の行使が行われました。

年月日		発行する株式の種類及び数	発行価額	発行総額	発行価額のうち資本へ組入れる額	資金使途
平成18年4月	第1回	普通株式 22,800千株	50円	1,144百万円	572百万円	事業再生投資資金
平成18年5月	第1回	普通株式 16,000千株	50円	803百万円	401百万円	事業再生投資資金
	第2回	普通株式 7,239千株	96円	695百万円	347百万円	事業再生投資資金

(注) 1 第2回新株予約権は全数行使済みであります。また、行使に際して払込をすべき金額は、普通株式1株あたり当初139円となっておりましたが、行使価額の修正条項により96円となり、発行株式数は7,239千株となりました。

- 2 行使による払込金額については、当社100%子会社である株式会社エスピーオーの新株式の引受け及び第1回新株予約権の行使による払込金額に充当しております。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)	
投資有価証券	その他有価証券	首都圏新都市鉄道(株)	1,000	50
		東京湾横断道路(株)	400	20
		関西国際空港(株)	340	17
		その他(9銘柄)	58,144	31
		小計	59,884	118
計		59,884	118	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	5,227	20	3,110 (1,761)	2,136	1,491	34	644
構築物	1,926	0	434 (331)	1,492	1,023	25	469
機械及び装置	3,558	13	297 (275)	3,275	3,018	15	256
車両及び運搬具	81		6 (4)	74	73	0	0
工具器具及び備品	402	1	181 (24)	222	211	1	10
土地	12,038		7,737 (7,214)	4,301			4,301
有形固定資産計	23,234	36	11,768 (9,611)	11,501	5,818	76	5,683
無形固定資産							
施設利用権				7	7		0
無形固定資産計				7	7		0
長期前払費用	59	8	51	15	10		4

(注) 1 当期増加額の主なものは次のとおりであります。

機械及び装置 市川工場低圧幹線設備更新 9百万円

2 当期減少額の主なものは次のとおりであります。

建物	八千代社宅売却	175百万円
"	幕張本社ビル売却	814 "
"	大阪千里社宅売却	24 "
"	八街寮売却	174 "
"	佐倉寮売却	148 "
構築物	八千代社宅売却	30 "
"	八街寮売却	48 "
"	佐倉寮売却	15 "
機械及び装置	八街寮売却	19 "
工具器具及び備品	幕張本社ビル改装に伴う除却	40 "
"	市川LAN工事、パソコン他除却	15 "
"	八千代社宅売却	10 "
"	幕張本社ビル売却	76 "
土地	幕張本社ビル売却	750㎡ 36 "
"	八千代西ヤード売却	11,711㎡ 385 "
"	八街寮売却	1,647㎡ 23 "
"	佐倉寮売却	1,203㎡ 60 "

なお、当期減少額のうち()内は内書きで減損損失の計上額であります。

3 無形固定資産については、資産総額の1%以下のため、「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,960	1,500	1.38	
1年以内に返済予定の長期借入金	6,297			
短期借入金計	9,258	1,500		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	5,186	3,270	1.68	平成21年3月31日
合計	14,444	4,770		

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年における1年ごとの返済予定額の総額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金		3,270		

【資本金等明細表】

区分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
資本金 (百万円)		3,801	1,251	3,421	1,631
資本金のうち 既発行株式	普通株式 (株)	(43,522,335)	(10,000,000)	()	(53,522,335)
	普通株式 (百万円)	3,801	251	3,421	631
	A種優先株式 (株)	()	(40,000,000)	()	(40,000,000)
	A種優先株式 (百万円)		1,000		1,000
	計 (株)	(43,522,335)	(50,000,000)	()	(93,522,335)
	計 (百万円)	3,801	1,251	3,421	1,631
資本準備金及び その他 資本剰余金	資本準備金				
	株式払込剰余金 (百万円)	709	1,251		1,960
	その他資本剰余金				
	資本金減少差益 (百万円)		3,421	3,421	
計 (百万円)	709	4,672	3,421	1,960	
利益準備金及び 任意積立金	(百万円)				
	計 (百万円)				

(注) 1 当期末における自己株式は94,522株であります。

2 当期増加額の原因は、次のとおりであります。

(1) サクラダ・ホールディングス有限責任中間法人を引受先とする第三者割当増資

A種優先株式 40,000,000株 資本金 1,000百万円 資本準備金 1,000百万円

(2) 第1回新株予約権の行使

普通株式 10,000,000株 資本金 251百万円 資本準備金 251百万円

(3) 臨時株主総会決議に基づく欠損てん補のための無償減資

資本金減少差益 3,421百万円

3 当期減少額の原因は、次のとおりであります。

臨時株主総会決議に基づく欠損てん補のための無償減資

資本金 3,421百万円 資本金減少差益 3,421百万円

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	3	1		3	1
完成工事補償引当金	7			7	
賞与引当金	101	55	101		55
工事損失引当金		500			500
訴訟等損失引当金		1,003			1,003

(注) 貸倒引当金及び完成工事補償引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

(イ)現金預金

区分	金額(百万円)
現金	3
預金	
当座預金	33
普通預金	2,337
別段預金	1
計	2,372
合計	2,376

(ロ)受取手形

(a)相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
(株)ヤマサキ	40
松尾エンジニアリング(株)	16
(株)テクニブリッジ	10
戸田建設(株)	9
光誠産業(株)	7
その他	17
合計	101

(b)決済月別内訳

決済月	平成18年4月	5月	6月	7月	合計
金額(百万円)	9	14	70	6	101

(ハ)完成工事未収入金

(a)相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
国土交通省	1,332
日本道路公団	579
三井造船(株)	89
鳥取県西伯郡大山町	78
京都府	70
その他	369
合計	2,520

(注) 日本道路公団については、平成17年10月1日付で分割・民営化により、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)となりました。

(b) 完成工事未収入金の発生及び回収並びに滞留状況

期首残高 (百万円) (A)	当期発生高 (百万円) (B)	当期回収高 (百万円) (C)	期末残高 (百万円) (D)	回収率(%)	滞留期間(日)
				$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{((A)+(D)) \div 2}{(B)} \times 365$
4,157	7,476	9,114	2,520	78.3	163

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記「当期発生高」には消費税等が含まれております。

(二) 未成工事支出金

期首残高 (百万円)	当期支出額 (百万円)	完成工事原価への振替額 (百万円)	他勘定振替額 (百万円)	期末残高 (百万円)
488	6,608	6,347	2	747

(注) 完成工事原価には、上記「完成工事原価への振替額」の他に工事損失引当金繰入額500百万円が含まれております。

期末残高の内訳は次のとおりであります。

材料費	177百万円
労務費	11 "
外注費	363 "
経費	194 "
計	747 "

流動負債

(イ) 支払手形

(a) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
江東運送㈱	52
京浜運送㈱	46
大池塗装工業㈱	42
㈱横河ブリッジ	41
鈴木機工㈱	31
その他	372
合計	587

(b) 決済月別内訳

決済月	平成18年4月	5月	6月	7月	8月	合計
金額(百万円)	23	289	135	136	1	587

(ロ)工事未払金

相手先	金額(百万円)
(株)横河ブリッジ	60
横河工事(株)	44
(株)トーヨーテクニカ	32
オイレス工業(株)	29
(有)安藤溶接工業所	20
その他	272
合計	461

(ハ)未成工事受入金

相手先	金額(百万円)
千葉県	65
新潟県	59
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	58
国土交通省	55
(株)ヤマサキ	40
その他	92
合計	372

(二)その他未払費用

相手先	金額(百万円)
従業員	366
公正取引委員会	250
日本生命保険(相)	138
みずほマネジメントアドバイザー(株)	15
千葉市美浜区役所	12
その他	45
合計	827

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

決算期	3月31日
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1株券、5株券、10株券、50株券、100株券、500株券、1,000株券、10,000株券、100,000株券、200,000株券及び100株未満の株数表示株券
中間配当基準日	9月30日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	株券1枚につき印紙税相当額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 本店及び全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.sakurada.co.jp
株主に対する特典	なし

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類	事業年度 (136期)	自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日	平成17年6月29日 関東財務局長に提出。
(2) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令 第19条第2項第12号(「固定資産の減 損に係る会計基準」の適用)の規定に 基づく臨時報告書		平成17年9月27日 関東財務局長に提出。
(3) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令 第19条第2項第9号(代表取締役の異 動)の規定に基づく臨時報告書		平成17年10月25日 関東財務局長に提出。
(4) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令 第19条第2項第12号(「私的整理に関 するガイドライン」に基づく「事業 再生計画」の策定)の規定に基づく臨 時報告書		平成17年11月16日 関東財務局長に提出。
(5) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令 第19条第2項第12号(固定資産の減損 損失の追加)の規定に基づく臨時報告 書		平成17年11月16日 関東財務局長に提出。
(6) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令 第19条第2項第12号(希望退職者募 集)の規定に基づく臨時報告書		平成17年12月27日 関東財務局長に提出。
(7) 半期報告書	(第137期中)	自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日	平成17年12月28日 関東財務局長に提出。
(8) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令 第19条第2項第2号(第三者割当によ る新株式の発行)および企業内容等の 開示に関する内閣府令第19条第2項 第12号(資本金の減少)の規定に基づ く臨時報告書		平成18年1月20日 関東財務局長に提出。
(9) 臨時報告書 の訂正報告書	(7)の臨時報告書の訂正報告書		平成18年1月25日 関東財務局長に提出。
(10) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令 第19条第2項第12号(「私的整理に関 するガイドライン」に基づく「事業 再生計画」の成立)規定に基づく臨時 報告書		平成18年1月27日 関東財務局長に提出。

(11) 有価証券届出書 及びその添付書類	第1回新株予約権の発行	平成18年2月7日 関東財務局長に提出。
(12) 有価証券届出書 及びその添付書類	第2回新株予約権の発行	平成18年2月7日 関東財務局長に提出。
(13) 臨時報告書 の訂正報告書	(7)および(8)の臨時報告書の訂正報告書	平成18年2月7日 関東財務局長に提出。
(14) 有価証券届出書 の訂正届出書	(10)の有価証券届出書の訂正届出書	平成18年2月10日 関東財務局長に提出。
(15) 有価証券届出書 の訂正届出書	(11)の有価証券届出書の訂正届出書	平成18年2月10日 関東財務局長に提出。
(16) 臨時報告書 の訂正報告書	(5)の臨時報告書の訂正報告書	平成18年2月10日 関東財務局長に提出。
(17) 有価証券届出書 の訂正届出書	(10)および(13)の有価証券届出書の訂正届出書	平成18年2月24日 関東財務局長に提出。
(18) 有価証券届出書 の訂正届出書	(11)および(14)の有価証券届出書の訂正届出書	平成18年2月24日 関東財務局長に提出。
(19) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(固定資産の譲渡)の規定に基づく臨時報告書	平成18年2月24日 関東財務局長に提出。
(20) 臨時報告書 の訂正報告書	(7)、(8)ならびに(12)の臨時報告書の訂正報告書	平成18年2月24日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成17年 6月29日

株式会社サクラダ
取締役会 御中

事務所名 仲井公認会計士事務所

公認会計士 仲井良治 印

事務所名 松下公認会計士事務所

公認会計士 松下素久 印

私たちは、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サクラダの平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第136期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サクラダの平成17年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

第5 [経理の状況]の(重要な後発事象)に記載されているとおり、匿名組合出資金に対して、翌事業年度には損失が見込まれる。また、東京高等検察庁からの独占禁止法違反容疑による起訴および国土交通省等からの行政処分(指名停止措置)は、今後の経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年 6月29日

株式会社サクラダ
取締役会 御中

事務所名 仲井公認会計士事務所

公認会計士 仲井良治 印

事務所名 松下公認会計士事務所

公認会計士 松下素久 印

私たちは、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サクラダの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第137期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、損失処理計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サクラダの平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 会計処理の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用している。また、当事業年度末から退職給付引当金の計上基準を原則法から簡便法へ変更している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、第1回及び第2回新株予約権の行使が行われており、また、当社100%子会社である株式会社エスピーオーの増資を引き受けている。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。